

だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかく  
第三次北本市障害者福祉計画

ささく きたもと じつげん  
「<sup>ささ</sup>支えあい、<sup>く</sup>ともに暮らしあうまち <sup>きたもと</sup>北本<sup>じつげん</sup>」の実現

(案)

へいせい ねん がつ  
平成29年3月  
きたもと  
北本市

## 目次

### 序論

#### 第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨…………… 1
2. 計画の位置付け…………… 3
3. 計画の期間…………… 3
4. 計画の性格と役割…………… 4
5. 計画の対象となる障がい者の範囲…………… 4
6. 計画の推進にあたって…………… 5

#### 第2章 障がいのある人を取りまく現状

1. 障がい者（児）等の状況…………… 6

#### 第1部 障がい者福祉の基本的な考え方

1. 計画の基本理念…………… 11
2. 計画の基本方針…………… 14
3. 計画の基本目標…………… 15

#### 第2部 各論

##### 基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

- 個別目標1 地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していく  
ためのネットワークの強化を図ること…………… 25
- 個別目標2 誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること…………… 25
- 個別目標3 相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、  
レベルアップしていくこと…………… 25
- 個別目標4 市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の  
解消をめざすこと…………… 26
- 個別目標5 手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでも  
コミュニケーションがとれる社会を構築すること…………… 26

基本目標 2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり

- 個別目標 1 障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学びあい、  
育ちあう地域環境を整備すること ..... 31
- 個別目標 2 あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること ..... 31
- 個別目標 3 適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる  
人材の育成（専門的知識・技能の習得）を図ること ..... 31
- 個別目標 4 子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を  
育むこと ..... 32
- 個別目標 5 障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる  
相談体制をつくること ..... 32

基本目標 3 働くを実現するための基盤づくり

- 個別目標 1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を  
構築すること ..... 38
- 個別目標 2 個々人の適性と能力に応じた就労機会を  
提供・拡大すること ..... 38
- 個別目標 3 必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの  
挑戦が何度でもできるしくみをつくること ..... 38
- 個別目標 4 就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を  
強化すること ..... 39
- 個別目標 5 障がい者就労支援施設等からの物品・サービスの調達を  
推進し、運営の安定化を図ること ..... 39

基本目標 4 暮らしを支える基盤づくり

- 個別目標 1 その人らしい生活が実現できるような生活環境を  
確保すること ..... 47
- 個別目標 2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を  
充実すること ..... 47
- 個別目標 3 行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを  
進めること ..... 47

|                                               |                                    |                             |                                                     |    |
|-----------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|----|
| こべつもくひょう                                      | いりょう ぼうはん ぼうさいかんけいしゃ きょうりよく しょう ひと | 個別目標 4                      | 医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人を<br>しっかりと支援すること            | 48 |
| こべつもくひょう                                      | きんきゅう じ れんらくちょうせいきのう も ちいきぎょてん     | 個別目標 5                      | 緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを<br>すすめること                     | 48 |
| きほんもくひょう                                      | じぶん じつげん きばん                       | 基本目標 5                      | 自分らしさを実現するための基盤づくり                                  |    |
| こべつもくひょう                                      | じぶん ひょうげんかつどう                      | 個別目標 1                      | 自分らしい表現活動のひとつとして、<br>芸術・文化・スポーツに取り組める環境を確保すること      | 56 |
| こべつもくひょう                                      | しょう ひと さんか ちいき げいじゅつ ぶんか           | 個別目標 2                      | 障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ<br>活動を活性化させること           | 56 |
| こべつもくひょう                                      | しょう ひと かつどう さんか そくしん               | 個別目標 3                      | 障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、<br>指導者の育成に取り組むこと         | 56 |
| きほんもくひょう                                      | しょう りかい しみん きょうどう じつげん きばん         | 基本目標 6                      | 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり                          |    |
| こべつもくひょう                                      | しょう うむ たが りかい                      | 個別目標 1                      | 障がいの有無にかかわらず、お互い理解しあえる、<br>誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進すること | 61 |
| こべつもくひょう                                      | しょう しょう ひと たい ただ りかい ふか            | 個別目標 2                      | 障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めていく<br>ことにより、共生社会の実現を図ること    | 61 |
| こべつもくひょう                                      | たが みまも ささ ちいき                      | 個別目標 3                      | お互いに見守り、かかわり、支えあう地域づくりを<br>すすめること                   | 62 |
| こべつもくひょう                                      | しょう ひと く ささ せんもんてき                 | 個別目標 4                      | 障がいのある人の暮らしを支えるため、専門的スキル<br>(技術・知識)を持つ担い手を育成すること    | 62 |
| だい ぶ けいかく すいしん む                              |                                    | 第3部                         | 計画の推進に向けて                                           |    |
| だい しょう けいかく すいしんたいせい                          |                                    | 第1章                         | 計画の推進体制                                             | 64 |
| だい しょう けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか            |                                    | 第2章                         | 計画の達成状況の点検及び評価                                      | 66 |
| しりょう                                          |                                    | 資料                          |                                                     |    |
| さくていけいか                                       |                                    | 策定経過                        |                                                     | 67 |
| だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかくさくていいんかいせつちきてい いいんめいぼ  |                                    | 第三次北本市障害者福祉計画策定委員会設置規定・委員名簿 |                                                     | 68 |
| だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかくさくていかんじかいせつちきてい かんじめいぼ |                                    | 第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会設置規定・幹事名簿 |                                                     | 71 |

## じょろん 序論

# だい しょう けいかく きほんじこう 第1章 計画の基本事項

---

## 1. けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

障害者基本法第 11 条（障害者基本計画等）により、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。」とされています。

本市では、「北本市障害者福祉計画（計画期間：平成 12 年度～21 年度）」を策定し、以降、種々の状況の変化を踏まえて策定した「第二次障害者福祉計画（計画期間：平成 19 年度～28 年度）」、その後期計画に相当する「第二次障害者福祉計画－中間年の見直し－（計画期間：平成 24 年度～28 年度）」により、障がいに関する施策を総合的に推進してきました。今回、第二次計画の期間満了にともない、関係法令・制度の改正等に基づき、障がい者施策のさらなる推進を図るため、平成 29 年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

また、平成 17 年に成立した障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法に改称・施行）では、障害福祉サービスの目標値を「障害福祉計画」として定めることとされ、障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、平成 18 年度より 3 年を一期とする計画を定め、施策を推進しています。

### 障がい者施策にかかわる最近の主な関連法令等の動向（平成 23 年度以降）

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去をめざした法律です。これにより、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されるとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

◆国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行

平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。本法律では、平成 25 年度から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めています。これにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る必要があります。

◆障害者基本計画（第 3 次）の策定

障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたもので、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられています。第 3 次計画は、平成 25 年度から平成 29 年度を対象期間としています。

◆障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）の批准

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は、国連が障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国は、平成 26 年 1 月に批准し、同年 2 月から発効しています。

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

◆障害者雇用促進法の一部改正（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）

障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮<sup>1</sup>の提供が義務となり、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

<sup>1</sup> 合理的配慮：募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮、採用後は仕事をしやすいような配慮のことで、厚生労働省は「合理的配慮指針」を定めています。

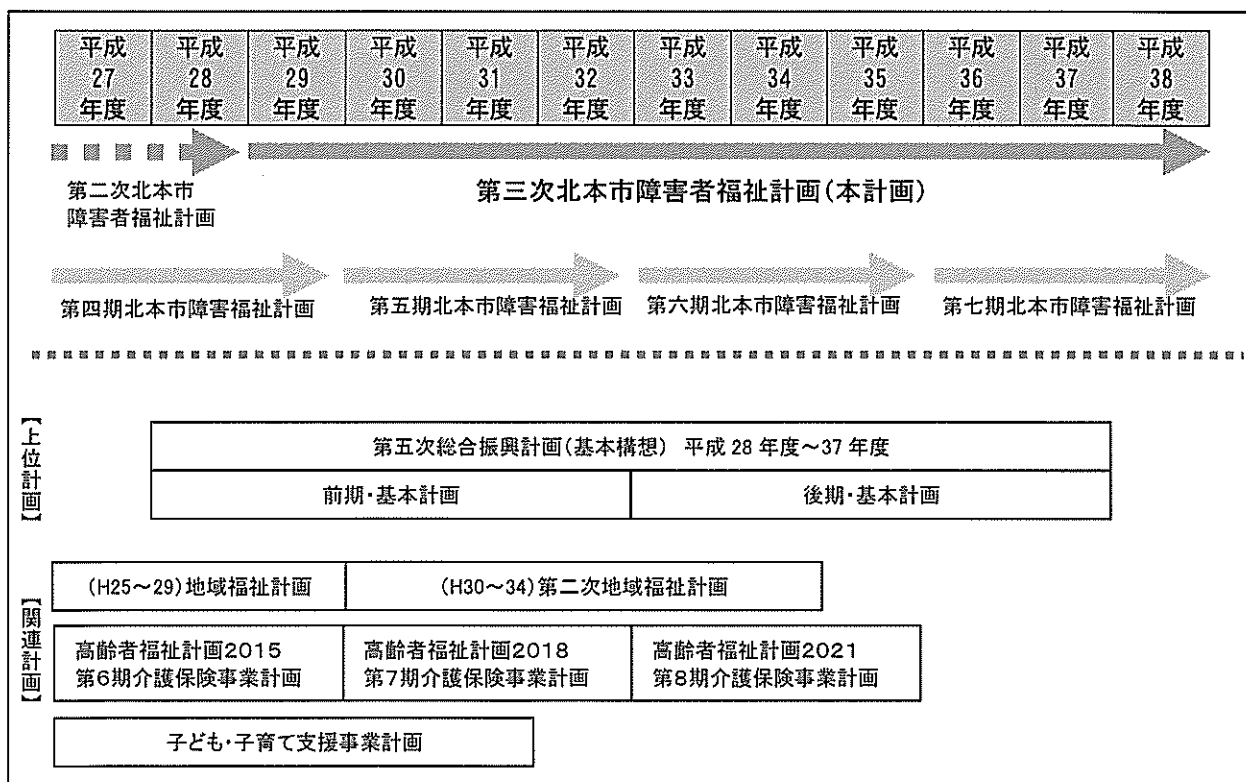
## 2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者施策の基本方向を定めた計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「北本市地域福祉計画」、「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図るものです。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間です。

なお、計画期間中であっても、関係法令・制度の改正、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の一部見直しを図っていくこととします。



#### 4. 計画の性格と役割

本計画は、北本市に居住する障がいのある人たちのライフステージや個々のニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等すべての分野での施策をまとめ、障がい者福祉施策の長期的で基本的な方向を明確化するものです。また、本計画に位置づけられた施策については、計画期間中に実施すべき施策のほか、検討または研究課題についても施策として示しています。

#### 5. 計画の対象となる障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁\*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画における「障がい者（障がいのある人）」は、障害者基本法第2条に定めるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい\*、高次脳機能障がい\*、難病\*に起因する身体又は精神上の障がい等により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人としします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されることがあります。

- \* 社会的障壁： 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- \* 発達障がい： 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- \* 高次脳機能障がい： 交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態。
- \* 難病： 「難病の患者に対する医療等に関する法律」で、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義。平成27年7月現在で306疾病が指定難病として指定されている。

## 6. 計画の推進にあたって<sup>けいかく すいしん</sup>

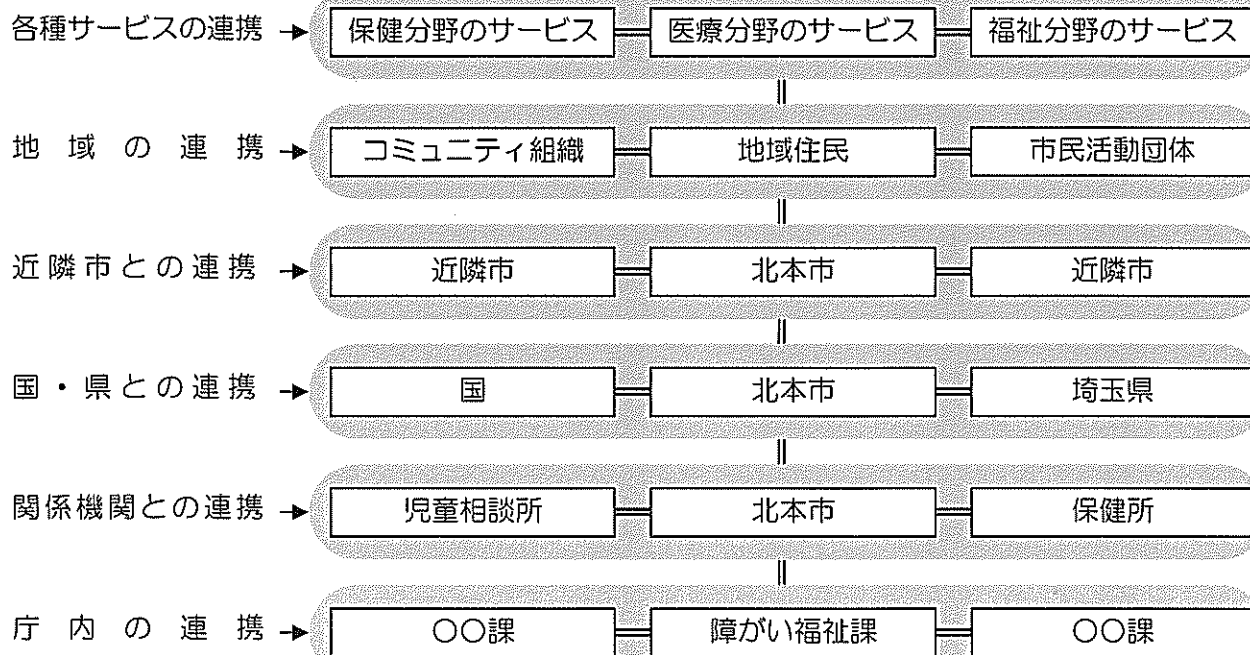
計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関等と十分に連携して、行財政の状況に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるように努めます。また、国・県の基本的な考えを踏まえつつ、障害保健福祉圏域内の市町との連携や北本市における他の行政プランとの整合性も念頭に置き、計画の適切な推進を図ります。

なお、本計画は行政計画であるとともに、市民・関係団体・市（行政）等が協力して障がいのある人が様々な活動に取り組むための指針となります。障がいのある人自身と障がい者関係団体を中心として、すべての市民、自治会をはじめとするコミュニティ組織、保健・医療・福祉等の関係機関、企業、市（行政）等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の着実な推進を図ります。

### 計画の推進にあたってのキーワードは「連携」

～ 限られた資源を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます ～

連携の例



障がい者施策は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、社会参加や生きがい対策など、生活の質をより高めるための支援も重要になってくることから、様々な地域資源を有効に活用しながら、またお互いが連携しながら、個々人の個性や生活ニーズに応じた様々な支援方策を推進していくことが大切です。

## 第2章 障がいのある人を取りまく現状

### 1. 障がい者(児)等の状況

#### 【障害者手帳所持者】

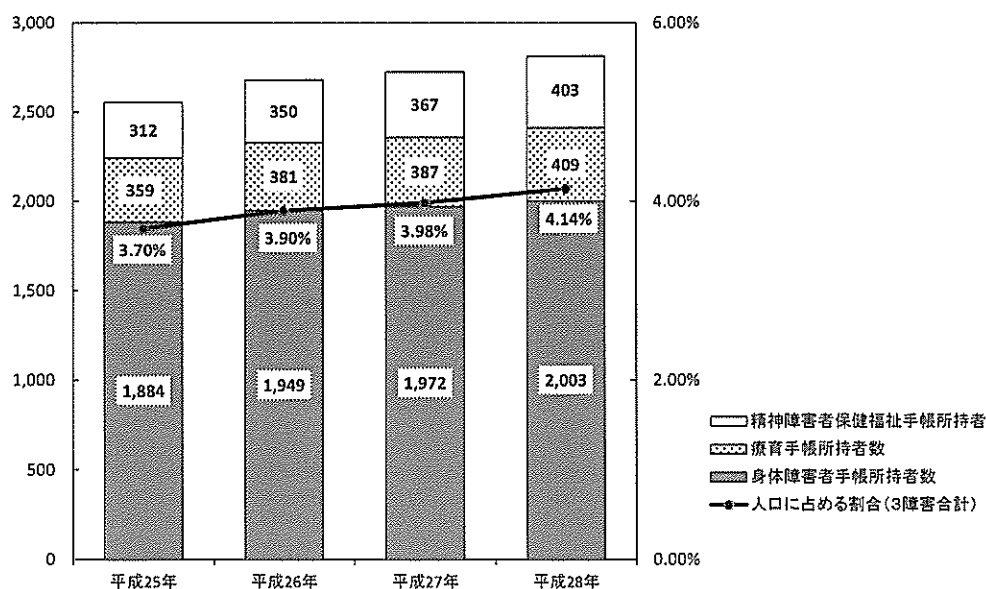
平成28年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は2,003人、療育手帳所持者は409人、精神障害者保健福祉手帳所持者は403人となっています。平成25年からの3年間で、身体障害者手帳所持者が119人、療育手帳所持者が50人、精神障害者保健福祉手帳所持者が91人増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

|                | 平成25年            | 平成26年            | 平成27年            | 平成28年            |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人 口            | 69,146<br>(100%) | 68,806<br>(100%) | 68,440<br>(100%) | 67,960<br>(100%) |
| 身体障害者手帳所持者     | 1,884<br>(2.72%) | 1,949<br>(2.83%) | 1,972<br>(2.88%) | 2,003<br>(2.95%) |
| 療育手帳所持者        | 359<br>(0.52%)   | 381<br>(0.55%)   | 387<br>(0.57%)   | 409<br>(0.60%)   |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 312<br>(0.45%)   | 350<br>(0.51%)   | 367<br>(0.54%)   | 403<br>(0.59%)   |
| 3障がい合計         | 2,555<br>(3.70%) | 2,680<br>(3.90%) | 2,726<br>(3.98%) | 2,815<br>(4.14%) |

(単位:人、各3月末)

■ 障がい者数及び障がい者数の人口に占める割合の推移 ■



## 【特別支援学校等在籍者】

平成 28 年 10 月 1 日現在、特別支援学校等の小学部に 25 人、中学部に 19 人、高等部に 25 人の児童・生徒が通学しています。

### ■ 特別支援学校等へ通学している児童数（小学部） ■

|               | 1 年  | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 | 合計   |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 騎西特別支援学校      | 9 人  | 2 人 | 1 人 | 3 人 | 2 人 | 1 人 | 18 人 |
| 川島ひばりが丘特別支援学校 | —    | —   | 2 人 | —   | 2 人 | 1 人 | 5 人  |
| 特別支援学校塙保己一学園  | 1 人  | —   | —   | —   | 1 人 | —   | 2 人  |
| 計             | 10 人 | 2 人 | 3 人 | 3 人 | 5 人 | 2 人 | 25 人 |

### ■ 特別支援学校等へ通学している生徒数（中学部） ■

|               | 1 年  | 2 年 | 3 年 | 合計   |
|---------------|------|-----|-----|------|
| 騎西特別支援学校      | 9 人  | 1 人 | 5 人 | 15 人 |
| 川島ひばりが丘特別支援学校 | 1 人  | 2 人 | —   | 3 人  |
| 特別支援学校大宮ろう学園  | —    | —   | 1 人 | 1 人  |
| 計             | 10 人 | 3 人 | 6 人 | 19 人 |

### ■ 特別支援学校等へ通学している生徒数（高等部） ■

|                 | 1 年  | 2 年 | 3 年 | 合計   |
|-----------------|------|-----|-----|------|
| 騎西特別支援学校        | 7 人  | 6 人 | 6 人 | 19 人 |
| 川島ひばりが丘特別支援学校   | 2 人  | 2 人 | 1 人 | 5 人  |
| 特別支援学校さいたま桜高等学園 | 1 人  | —   | —   | 1 人  |
| 計               | 10 人 | 8 人 | 7 人 | 25 人 |

## 【特別支援学級在籍者】

平成 28 年 10 月 1 日現在、市内の小学校 7 校の特別支援学級に 45 人の児童が、中学校 4 校の特別支援学級に 27 人の生徒が在籍しています。

### ■ 特別支援学級児童数の推移（小学校） ■

|       | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年  | 6 年  | 合計   |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 中 丸 小 | 2 人 | 2 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人  | 2 人  | 12 人 |
| 石 戸 小 | —   | 1 人 | —   | —   | 1 人  | —    | 2 人  |
| 南 小   | —   | 1 人 | 2 人 | 2 人 | 1 人  | 1 人  | 7 人  |
| 栄 小   | —   | —   | 2 人 | —   | 2 人  | 2 人  | 6 人  |
| 西 小   | —   | —   | —   | —   | 1 人  | 4 人  | 5 人  |
| 東 小   | —   | 1 人 | 1 人 | 2 人 | 4 人  | 2 人  | 10 人 |
| 中丸東小  | —   | —   | —   | 1 人 | 1 人  | 1 人  | 3 人  |
| 小学校合計 | 2 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 13 人 | 12 人 | 45 人 |

### ■ 特別支援学級生徒数の推移（中学校） ■

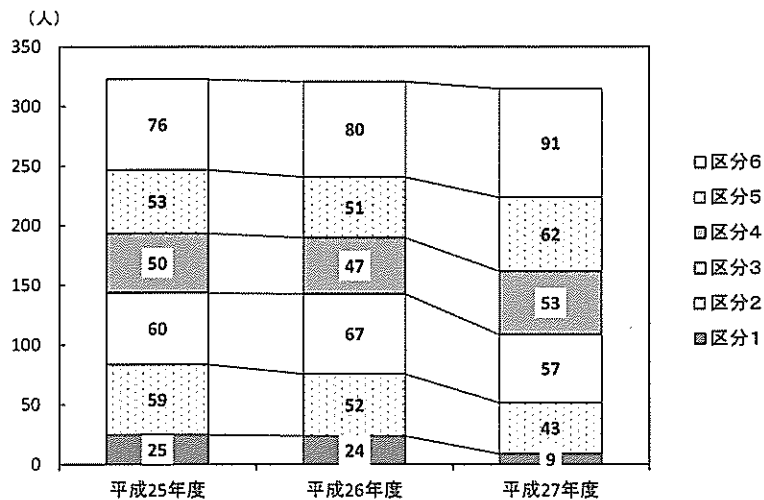
|       | 1 年 | 2 年  | 3 年  | 合計   |
|-------|-----|------|------|------|
| 北本中   | 2 人 | 5 人  | 6 人  | 13 人 |
| 東 中   | —   | 4 人  | —    | 4 人  |
| 西 中   | 2 人 | 2 人  | —    | 4 人  |
| 宮内中   | 1 人 | 1 人  | 4 人  | 6 人  |
| 中学校合計 | 5 人 | 12 人 | 10 人 | 27 人 |

### 【障害福祉サービス全体の障害支援区分認定者数】

平成 27 年度の障害支援区分認定者数は、区分 1 が 9 人、区分 2 が 43 人、区分 3 が 57 人、区分 4 が 53 人、区分 5 が 62 人、区分 6 が 91 人です。

■ 障害支援区分認定者数の推移 ■

| 障害支援区分   | 区分 1 | 区分 2 | 区分 3 | 区分 4 | 区分 5 | 区分 6 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 平成 25 年度 | 25 人 | 59 人 | 60 人 | 50 人 | 53 人 | 76 人 |
| 平成 26 年度 | 24 人 | 52 人 | 67 人 | 47 人 | 51 人 | 80 人 |
| 平成 27 年度 | 9 人  | 43 人 | 57 人 | 53 人 | 62 人 | 91 人 |



### 【大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数】

平成 27 年度の大宮公共職業安定所内の障がい者就職者数は、身体障がい者 149 人、知的障がい者 84 人、精神障がい者 265 人、その他の障がい者が 10 人です。

■ 大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数 ■

|          | 身体障がい者       | 知的障がい者       | 精神障がい者 | その他の障がい者 | 合計    |
|----------|--------------|--------------|--------|----------|-------|
| 平成 25 年度 | 138 人 (62 人) | 148 人 (75 人) | 226 人  | 9 人      | 521 人 |
| 平成 26 年度 | 171 人 (75 人) | 99 人 (56 人)  | 219 人  | 9 人      | 498 人 |
| 平成 27 年度 | 149 人 (71 人) | 84 人 (31 人)  | 265 人  | 10 人     | 508 人 |

※ ( ) 内は重度障がい者数

# 【北本市障がい者就労支援センター登録者数等の状況】

障がい福祉課に設置している障がい者就労支援センターでは、就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望や能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援をしています。

登録者数、就労者数とも少しずつ増えており、平成 28 年 10 月には登録者数は 118 人、就労者数は 35 人となっています。

■ 北本市障がい者就労支援センター登録者数及び就労者数 ■

|              | 登録者数（人） |        |        |         |     | 就労者数（人） |        |        |         |    | 就労率    |
|--------------|---------|--------|--------|---------|-----|---------|--------|--------|---------|----|--------|
|              | 身体障がい者  | 知的障がい者 | 精神障がい者 | その他の障がい | 合計  | 身体障がい者  | 知的障がい者 | 精神障がい者 | その他の障がい | 合計 |        |
| 平成 25 年 4 月  | 0       | 10     | 1      | 0       | 11  | 0       | 5      | 0      | 0       | 5  | 45.45% |
| 平成 25 年 10 月 | 1       | 14     | 5      | 0       | 20  | 0       | 7      | 1      | 0       | 8  | 40.00% |
| 平成 26 年 4 月  | 4       | 22     | 21     | 1       | 48  | 0       | 9      | 4      | 0       | 13 | 27.08% |
| 平成 26 年 10 月 | 9       | 28     | 28     | 2       | 67  | 1       | 13     | 5      | 0       | 19 | 28.36% |
| 平成 27 年 4 月  | 11      | 33     | 33     | 2       | 79  | 3       | 12     | 7      | 0       | 22 | 27.85% |
| 平成 27 年 10 月 | 12      | 39     | 41     | 1       | 93  | 3       | 15     | 9      | 0       | 27 | 29.03% |
| 平成 28 年 4 月  | 12      | 43     | 45     | 1       | 101 | 3       | 17     | 7      | 0       | 27 | 26.73% |
| 平成 28 年 10 月 | 12      | 54     | 51     | 1       | 118 | 5       | 20     | 10     | 0       | 35 | 29.66% |

# 【市内にある障害福祉サービス施設】

| サービスの種類    | 事業所・施設の名称        | 主たる対象者                        |
|------------|------------------|-------------------------------|
| 居宅介護       | けあビジョン北本         | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等 |
|            | 北本市社会福祉協議会       | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等 |
|            | ニチイケアセンター北本      | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等 |
|            | ひまわり介護サービス       | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児     |
|            | コープみらい北本介護センター   | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児     |
|            | クローバー            | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児     |
|            | 愛の手まごころサービス      | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等 |
|            | 介護ステーションとまと      | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児     |
| 重度訪問介護     | けあビジョン北本         | 身体障がい者                        |
|            | 北本市社会福祉協議会       | 身体障がい者                        |
|            | ニチイケアセンター北本      | 身体障がい者、難病等                    |
|            | ひまわり介護サービス       | 身体障がい者                        |
|            | コープみらい北本介護センター   | 身体障がい者                        |
|            | クローバー            | 身体障がい者                        |
|            | 愛の手まごころサービス      | 身体障がい者                        |
|            | 介護ステーションとまと      | 身体障がい者                        |
| 同行援護       | けあビジョン北本         | 身体障がい者、障がい児                   |
|            | ニチイケアセンター北本      | 身体障がい者、障がい児、難病等               |
|            | クローバー            | 身体障がい者、障がい児                   |
|            | 介護ステーションとまと      | 知的障がい者、障がい児                   |
| 行動援護       | クローバー            | 知的障がい者、精神障がい者、障がい児            |
| 生活介護       | 北本市社会福祉協議会       | 身体障がい者                        |
|            | 北本市立あすなろ学園       | 知的障がい者                        |
|            | 北本市立ふれあいの家       | 身体障がい者、知的障がい者                 |
| 就労移行支援     | てんとうむし北本         | 精神障がい者                        |
| 就労継続支援B型   | 北本市立あすなろ学園       | 知的障がい者                        |
| 共同生活援助     | グループホームたんぼぼ      | 知的障がい者                        |
| 地域活動支援センター | 地域活動支援センターかばざくら  | 精神障がい者                        |
| 計画相談支援     | 相談支援事業所ぼぼろ       | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児     |
|            | 北本市立こども療育センター    | 障がい児                          |
|            | 障害児相談支援室スマイルすきっぷ | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児     |
| 児童発達支援     | 北本市立こども療育センター    | 障がい児                          |
|            | こぼんはうすさくら北本教室    | 障がい児                          |
| 放課後等デイサービス | 北本市障害児学童保育室      | 障がい児                          |
|            | こども支援センターいろは     | 障がい児                          |
|            | ジュニアジョブサポートさくら   | 障がい児                          |
|            | 放課後等デイサービスじゃんぶ   | 障がい児                          |
|            | こぼんはうすさくら北本教室    | 障がい児                          |

平成 29 年 1 月 1 日現在

# 第1部 障がい者福祉の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現

本市は、  
障害者基本法の理念に基づき、  
障がいがあってもなくても  
だれひとり分け隔てられることなく、  
お互いの人格と個性を尊重し支えあう、  
共生のまちづくりを進めます。

### 障害者基本法[抜粋] 第三条（地域社会における共生等）

第三条 （略）全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてのその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一  
全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二  
全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三  
全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

■ 計画の基本理念および基本方針、基本目標 ■

きほんりねん  
基本理念

「<sup>ささ</sup>支えあい、<sup>く</sup>ともに暮らしあうまち <sup>きたもと</sup>北本<sup>じつげん</sup>」の実現

きほんほうしん  
基本方針

方針1

<sup>しえん</sup>支援の質を<sup>しつ</sup>高め、<sup>たか</sup>連携<sup>れんけい</sup>  
<sup>ひろ</sup>を広げる

方針2

<sup>せいど</sup>制度の壁を<sup>かべ</sup>越え、<sup>こ</sup>ニーズ  
<sup>おう</sup>に応じた支援の<sup>しえん</sup>しくみ  
をつくる

方針3

<sup>しみん</sup>市民との<sup>きょうどう</sup>協働による、  
<sup>ささ</sup>支えあうしくみをつくる

方針4

<sup>じんけん</sup>人権を<sup>そんちよう</sup>尊重し、<sup>たが</sup>お互い  
<sup>みまも</sup>を見守る

きほんもくひょう  
基本目標

基本目標1 <sup>そうだんしえん</sup>相談支援・<sup>ささ</sup>支えの<sup>きばん</sup>基盤づくり

基本目標2 <sup>ちいさ</sup>地域で<sup>じりつ</sup>自立した生活を送るための  
<sup>そだ</sup>育ちや<sup>まな</sup>学びを<sup>じつげん</sup>実現する<sup>きばん</sup>基盤づくり

基本目標3 <sup>はたら</sup>働くを<sup>じつげん</sup>実現するための<sup>きばん</sup>基盤づくり

基本目標4 <sup>く</sup>暮らしを<sup>ささ</sup>支える<sup>きばん</sup>基盤づくり

基本目標5 <sup>じぶん</sup>自分らしさを<sup>じつげん</sup>実現するための<sup>きばん</sup>基盤づくり

基本目標6 <sup>しょう</sup>障がいの<sup>りかい</sup>理解と<sup>しみん</sup>市民との<sup>きょうどう</sup>協働を  
<sup>じつげん</sup>実現するための<sup>きばん</sup>基盤づくり

■ 基本目標を具体化した個別目標とその実現に向けた各主体の取り組み ■

本計画では基本目標のもとに、具体的な個別目標を掲げています。それぞれの個別目標を実現していくためには、関係する各主体の取り組みが重要となります。

「第2部 各論」では、個別目標ごとに“当事者は”“市民団体は”“事業者は”“関係機関は”“行政は”など、各主体の役割を掲げました。共生社会の推進のため、今後10年間の計画期間において、必ずしもすべて義務的なものではありませんが、各主体が取り組むべき方向性や各主体が心がけるべきことを記述しています。

| 主体   | 含まれる人や組織                                                                                                                                                                                                |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事者  | 障がいのある人本人およびその家族など障がいのある人を身近で支える人のことです。                                                                                                                                                                 |
| 市民   | 障がいのある人が安心して暮らしていくうえでは、市民の協力、障がいのある人や障がいへの理解・配慮は欠かせません。そうした観点で、子どもからおとなまですべての市民が含まれます。                                                                                                                  |
| 市民団体 | NPOやボランティア団体、町会など、多彩な団体が考えられます。障がいのある人への直接的なサポートに関わる市民団体ばかりでなく、障がいのある人とどんなに細かなことでも何らかの接点が想定されるすべての団体が含まれます。                                                                                             |
| 事業者  | 障がいのある市民に対してサービスを提供しているすべての事業者を指します。<br>また、障がいのある人と接触のある商店・商業施設、鉄道事業者、郵便事業者、電力事業者、ガス事業者、新聞販売店、金融機関など、障がいのある人を支えるネットワークにおいて鍵となる主体が含まれます。<br>なお、「基本目標3 働くを実現するための基盤づくり」では障がい者の雇用促進の側面で、市内にある一般の事業所も含まれます。 |
| 関係機関 | 医療機関、警察、消防、保健所、公共職業安定所、特別支援学校など、障がいのある人の生活に関連する機関のことです。                                                                                                                                                 |
| 行政   | 障がいのある人への施策を総合的に進める役割を担う北本市を指します。また、目標によっては、近隣自治体や埼玉県等とともに取り組みを推進します。                                                                                                                                   |

## 2. 計画の基本方針<sup>けいかく きほんほうしん</sup>

### ほうしん 方針1 しえん しつ たか れんけい ひろ 支援の質を高め、連携を広げる

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題の相談に適切に対応していくためには、身近な地域でいつでも気軽に利用でき、かつ専門的な知識を持つ従事者が対応する窓口を整備することが大切です。

本市は、障がいのある人一人ひとりのその時点でのニーズだけでなく、ライフステージにあわせたニーズにもきめ細かく対応できるよう、市内外の様々な機関等が連携した相談支援ネットワークをつくります。また、あわせて相談支援に係る従事者の資質向上にも積極的に取り組みます。

### ほうしん 方針2 せいど かべ こ おう しえん 制度の壁を越え、ニーズに応じた支援のしくみをつくる

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、直接提供される福祉サービスを充実させていくだけでなく、保健・医療・教育・雇用など様々な分野における支援を連携させて、より効果的・効率的に支援を提供できる体制が必要となります。また、乳幼児期・就学期から成人期・高齢期に至るまで、連続して一人ひとりの状況をきめ細かくとらえ、支援していく必要があります。

本市では、様々な制度の壁を越え、一人ひとりに応じた支援のしくみをつくります。

### ほうしん 方針3 しみん きやうどう ささ 市民との協働による、支えあうしくみをつくる

障がいのある人の地域生活を支えていくには、公的なサービスだけでなく、地域での相互援助活動や住民活動を充実させていくことで、よりきめ細かな支援を行うことができます。また、障がいのある人がお互いを支えるピアサポートなど、当事者が支援を受ける側にも支える側にもなるといったかたちの支援もあります。

本市は、障がいのある人を支える地域の様々な資源と協働しながら、支えあうしくみをつくります。

### ほうしん 方針4 じんけん そんちやう たが みまも 人権を尊重し、お互いを見守る

障がいのある人への差別解消の推進は、教育、医療、福祉、公共交通、雇用など、障がいのある人の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連します。

本市は、まず市職員が「北本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りが是正されるよう、啓発活動に積極的に取り組みます。

### 3. 計画の基本目標

#### 基本目標 1 相談支援・支えの基盤づくり

##### 《 基本的な考え方 》

- ◇ 障がいのある人やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者の確保を進めます。なお、引きこもり状態の人をはじめ、様々な事情でサービス利用に結びついていないものの課題や困難を抱えている人や家族に対しても適切な支援を行えるよう、事業者と連携し相談体制の充実を図ります。
- ◇ 市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、役割分担を明確にし、より効率的・効果的な相談支援を進められるようにします。
- ◇ 地域の様々な資源を活用し、地域自立支援協議会<sup>2</sup>の機能を充実させるなど、より地域の状況を踏まえた相談支援ネットワークの構築をめざします。
- ◇ 情報利用やコミュニケーションに大きな支障のある視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、特に円滑な情報利用等ができるよう配慮します。

##### 《 個別目標 》

- 1 地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していくためのネットワークの強化を図ること
- 2 誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること
- 3 相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、レベルアップしていくこと
- 4 市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の解消をめざすこと
- 5 手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでもコミュニケーションがとれる社会を構築すること

<sup>2</sup> 地域自立支援協議会：鴻巣市と共同で鴻巣北本地域自立支援協議会設置しています。生活支援部会、相談支援部会、精神障がい者部会を設け、障がいのある人の暮らしを支える取り組みを進めています。

|        |                                |     |      |    |    |    |      |     |
|--------|--------------------------------|-----|------|----|----|----|------|-----|
| 基本目標 2 | ちいき                            | じりつ | せいかつ | おく | そだ | まな | じつげん | きばん |
|        | 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり |     |      |    |    |    |      |     |

## 《 基本的な考え方 》

- ◇ 障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながら共に生きることの素晴らしさを実感できるような環境づくりを進めます。
- ◇ 一人ひとりの障がいの種別・程度等を考慮し、その成長段階において最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉の関係分野の連携により、障がい児とその家族の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制をつくります。
- ◇ 保育・教育に係わる専門的な人材を育成・確保し、乳幼児期からの一貫した相談体制や療育体制を充実させることにより、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活をおくることができるような支援体制を構築します。

## 《 個別目標 》

- 1 障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学びあい、育ちあう地域環境を整備すること
- 2 あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること
- 3 適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる人材の育成（専門的知識・技能の習得）を図ること
- 4 子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を育むこと
- 5 障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる相談体制をつくること

## 《 基本的な考え方 》

- ✧ 働く意欲のある障がい者が、障がいの種類や程度にかかわらず、その適性と能力に応じて就労の機会を得られるよう、雇用の促進と就業環境の向上を図ります。
- ✧ 就労支援においては、就業面だけでなく、生活面にかかわる相談にも対応できるよう、障がい福祉課内に設置している障がい者就労支援センターの機能を充実させ、より安定した就労生活が送れるよう支援します。
- ✧ 福祉的な就労の場の整備・充実を図り、利用者の賃金の向上及び施設の安定的な運営ができるよう支援します。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針<sup>3</sup>」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的・積極的な購入を進めます。

## 《 個別目標 》

- 1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること
- 2 個々人の適性と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること
- 3 必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること
- 4 就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を強化すること
- 5 障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、運営の安定化を図ること

<sup>3</sup> 障害者就労施設等からの物品等の調達方針：障害者優先調達推進法を踏まえ、本市では毎年度、調達額等の目標を定めた指針を策定しています。

### 《 基本的な考え方 》

- ◇ 疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立をめざします。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携を深め、より効果的・効率的にサービスを提供していきます。
- ◇ 障がいの種別や程度にかかわらず、自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができるよう、サービスの提供体制の整備を進めます。
- ◇ 市民の理解と協力を得ながら、生活に関わるあらゆる場面において、障壁（バリア）を取り除くための整備を推進します。
- ◇ 市内の事業者、及び近隣市を含めて活動している事業者の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を働きかけていきます。
- ◇ 災害が起きた場合、または災害が起きる可能性がある場合に、障がいのある人に対して適切に情報が伝わるよう、「北本市地域防災計画」に基づき、障がいの特性に配慮した情報伝達体制を整備します。また、避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の整備及び民間企業等との協力体制の整備を進めていきます。

### 《 個別目標 》

- 1 その人らしい生活が実現できるような生活環境を確保すること
- 2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること
- 3 行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを進めること
- 4 医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人をしっかりと支援すること
- 5 緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること

## 《 基本的な考え方 》

- ◇ 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる機会の創出・拡大を進めていきます。
- ◇ 県等が行うスポーツ大会等の情報を積極的に提供し、参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、文化・芸術活動等の成果発表・作品展示の場の拡大を図るとともに、開催を支援していきます。
- ◇ アンケート調査の結果では、希望する活動を行うために「一緒に行く仲間がいること」、「介助者・援助者がいること」、「適切な指導者がいること」など人的な支援を望む人も多いことから、今後は障がいのある人が安心して、また気軽に文化・スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の育成に取り組みます。
- ◇ 障がいのある人が参加する行事等については、できる限り当事者の意見を聴きながら内容を企画立案するとともに、当事者や支援者がより参加しやすい環境を整えていきます。

## 《 個別目標 》

- 1 自分らしい表現活動のひとつとして、芸術・文化・スポーツに取り組める環境を確保すること
- 2 障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動を活性化させること
- 3 障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、指導者の育成に取り組むこと

## 《 基本的な考え方 》

- ◇ 市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、一層の理解促進に向けた取組を展開していきます。
- ◇ 施設や病院から地域生活への移行を進めていくうえで、地域住民の理解と協力・支援は必要不可欠であり、今後も障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていきます。
- ◇ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域の人々と活動とともにすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、ともに助けあい、支えあって生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会にもなることから、今後ともに過ごす機会の創出・拡大を進めていきます。
- ◇ ボランティアを行う人が地域で定着し活躍できるよう、北本市ボランティアセンター<sup>4</sup>を中心に、積極的にコーディネート活動を進めます。

## 《 個別目標 》

- 1 障がいの有無にかかわらず、お互い理解しあえる、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進すること
- 2 障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めていくことにより、共生社会の実現を図ること
- 3 お互いに見守り、かかわり、支えあう地域づくりを進めること
- 4 障がいのある人の暮らしを支えるため、専門的スキル（技術・知識）を持つ担い手を育成すること

<sup>4</sup> 北本市ボランティアセンター：北本市社会福祉協議会に設置しています。ボランティア活動の啓発・広報やボランティアの育成などを行っています。

## だい ぶ かくろん 第2部 各論

### きほんもくひょう そうだんしえん ささ きばん 基本目標 1 相談支援・支えの基盤づくり

---

#### (1) 第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況

- 障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、様々な分野（福祉・教育・就労等）にわたる支援が必要であり、相談支援の充実に努めています。平成 26 年 10 月に完成した新庁舎では、相談ブースを 3 か所、相談室を 10 室設置して、安心して相談できる環境を整備しています。
- 地域自立支援協議会については、本市における相談支援体制の中心的役割を担うことが求められ、現在は鴻巣市と共同で設置し、各種事業を推進しています。しかし、市内の様々な状況に対し、きめ細かくかつ素早く対応することができていない状況です。
- 障害者総合支援法に基づく相談支援は、「計画相談支援」と「地域相談支援」、「障害児相談支援」に分類されます。また、「地域相談支援」には地域移行支援と地域定着支援があり、地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。平成 27 年度に地域移行支援の利用者はいませんでした。今後は地域移行が促進されていくと考えられることから、相談に適切に対応できる体制を整備する必要があります。
- 障害者総合支援法では、市町村が行うこととされている地域生活支援事業の中に「相談支援事業」が設けられています。本市では 2 か所（「一粒」および「夢の実」）で障害者相談支援事業を実施しています。今後は、市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、役割分担を明確にし、より相談しやすい体制をつくる必要があります。
- 障害者差別解消法では、地方公共団体においては、職員が適切に対応できるようにするため「職員対応要領」を定めるものとされており、本市においても「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、周知徹底や研修等を行っています。

## (2) 障がい当事者の意見・意向 ～ 実態・意向調査の結果 ～

- 悩みごとや心配ごとの相談先として、家族・親せき以外に最も多くあげられているのは、身体障がい者では「友人、知人」(23.1%)、知的障がい者では「福祉施設や作業所の職員」(34.6%)、精神障がい者では「病院・診療所」(39.1%)となっています。なお、誰にも相談していない人が、身体障がい者では29.9%、知的障がい者では24.3%、精神障がい者では21.7%と、それぞれ2割以上いることがわかります。

[ 悩みごとや心配ごとの相談先 (上位4項目) ]

|               | 1位                   | 2位                  | 3位                           | 4位                   | だれにも相談していない |
|---------------|----------------------|---------------------|------------------------------|----------------------|-------------|
| 身体障がい者(n=529) | 友人、知人<br>23.1%       | 市役所の福祉相談窓口<br>19.1% | 病院・診療所<br>18.1%              | 福祉施設や作業所の職員<br>5.7%  | 29.9%       |
| 知的障がい者(n=107) | 福祉施設や作業所の職員<br>34.6% | 市役所の福祉相談窓口<br>23.4% | 幼稚園・保育園・学校の先生や職場の仲間<br>15.9% | 友人、知人<br>15.9%       | 24.3%       |
| 精神障がい者(n=92)  | 病院・診療所<br>39.1%      | 市役所の福祉相談窓口<br>21.7% | 友人、知人<br>16.3%               | 福祉施設や作業所の職員<br>12.0% | 21.7%       |

- コミュニケーションや情報取得の際に困っていることとして最も多くあげられているのは、身体障がい者では「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」(17.8%)、知的障がい者と精神障がい者では「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」(知的障がい者35.5%、精神障がい者33.7%)となっています。

[ コミュニケーションや情報取得の際に困っていること (上位5項目) ]

|               | 1位                                      | 2位                              | 3位                      | 4位                                      | 5位                                |
|---------------|-----------------------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 身体障がい者(n=529) | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない<br>17.8% | むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい<br>16.6% | 複雑な文章表現がわかりにくい<br>8.3%  | 案内表示がわかりづらい<br>7.4%                     | 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない<br>6.6%   |
| 知的障がい者(n=107) | 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない<br>35.5%        | むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい<br>34.6% | 複雑な文章表現がわかりにくい<br>24.3% | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない<br>23.4% | 自分の伝えたいことを代弁してくれる支援者が少ない<br>18.7% |
| 精神障がい者(n=92)  | 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない<br>33.7%        | むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい<br>28.3% | 複雑な文章表現がわかりにくい<br>23.9% | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない<br>21.7% | 自分の伝えたいことを代弁してくれる支援者が少ない<br>10.9% |

- コミュニケーションや情報取得の際に困っていることを、視覚障がい者と聴覚障がい者・平衡機能障がい者についてみると、視覚障がい者の 33.3% は「音声情報が少ない」こと、聴覚障がい・平衡機能障がい者の 41.5% は「むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい」ことで困っていることがわかります。

[ コミュニケーションや情報取得の際に困ること（視覚・聴覚・平衡機能障がい者） ]

|                      | 1位                              | 2位                   | 3位                                      |
|----------------------|---------------------------------|----------------------|-----------------------------------------|
| 視覚障がい者(n=27)         | 音声情報が少ない<br>33.3%               | 案内表示がわかりづらい<br>25.9% | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない<br>22.2% |
| 聴覚障がい・平衡機能障がい者(n=41) | むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい<br>41.5% | 文字情報が少ない<br>26.8%    | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない<br>26.8% |

### (3) 当事者団体、市民団体、事業者等の意見

#### 《アンケート調査の結果より[障がい者団体]》

- ・ 手話言語条例の制定を検討してほしい。また、様々な機会を活用して、手話の習得のための取り組みを進めてほしい。

#### 《アンケート調査の結果より[サービス事業者]》

- ・ 市単独の地域自立支援協議会を設置してほしい。
- ・ 行政窓口専門性をもった職員を配置し、事業者や市民からの問い合わせに迅速に対応してほしい。また、市のホームページ等を活用して、制度の情報などの周知に努めてほしい。

#### 《北本市第三次障害者福祉計画策定委員会が出された意見より》

- ・ 相談支援は、障害者総合支援法の支給決定に限ったものではない。相談支援事業の役割をあいまいにしてはいけない。また、地域自立支援協議会が鴻巣市との共同設置で、単独設置されていないことが問題である。
- ・ どこが窓口で、そこでは何をしてくれるかが、一般市民はわかりにくい。
- ・ 相談の方法として、専門家による訪問相談は有効である。

- ・ 「アスペルガー症候群の子どものことで市役所に相談したが、十分に対応してもらえなかった」という話を聞いた。発達障がいに関する相談体制が不十分なのではないか。
- ・ 児童発達支援センターでの保育所等訪問支援については、ほとんど実績がなく、相談支援事業については対象を通所者に限るなど、市の施設としてまだ十分な機能を果たしていない。
- ・ サービス等利用計画については、サービス担当者会議が実施されていないが、国の基準を満たしているのか。
- ・ 保護者の心配や不安に対して、きめ細かな助言や相談が必要。
- ・ 幼児期の子どもをもつ親に、障がいの認識を求めるのは難しい。専門家の関わりが必要である。

#### (4) 目標実現に向けた各主体の取り組み

##### 個別目標 1 こべつもくひょう 地域の<sup>ちいき</sup>実情<sup>じつじょう</sup>を踏<sup>ふ</sup>まえたサービス<sup>きぼん</sup>基盤<sup>せいび</sup>の整備<sup>せいび</sup>を 推進<sup>すいしん</sup>していくためのネットワーク<sup>きょうか</sup>の強化<sup>はか</sup>を図ること

当事者、市民団体は、  
地域のネットワークに参画・協力し、意見・要望を伝えます。

事業者、関係機関は、  
地域のネットワークに参画・協力し、お互いの連携を強化します。

行政は、  
地域の実情を踏まえた地域自立支援協議会等の運営を進め、地域のネットワークを強化します。

##### 個別目標 2 こべつもくひょう 誰でも必要<sup>だれ</sup>なとき<sup>ひつよう</sup>に相談<sup>そうだん</sup>できる窓口<sup>まどぐち</sup>・体制<sup>たいせい</sup>を整備<sup>せいび</sup>すること

当事者、市民、市民団体は、  
地域の実情に即した、より利用しやすい相談窓口とするため、必要に応じて、要望や改善提案等を伝えます。

事業者、関係機関は、  
障がいのある人どうしや家族同士によるピアカウンセリング・ピアサポート<sup>5</sup>なども含め、身近な地域における相談体制の充実に協力します。

行政は、  
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置を含め、市内の相談支援体制の強化について検討を進めます。

##### 個別目標 3 こべつもくひょう 相談支援<sup>そうだんしえん</sup>に関わる人<sup>かか</sup>が課題<sup>ひと</sup>に的確<sup>かだい</sup>に対応<sup>できかく</sup>できるよう、 レベルアップしていくこと

事業者、関係機関は、  
相談支援に係る従事者が研修等を受ける機会をつくります。

行政は、  
市内相談支援事業者、市職員など相談支援に係る従事者の資質向上のために、個別の事例検討会や研修等の実施に取り組みます。

<sup>5</sup> ピアカウンセリング・ピアサポート：ピア（peer）とは仲間のことです。同じような立場にある仲間として、話したり体験を分かち合ったりして支え合う取り組みです。

個別目標 4 <sup>こべつもくひょう</sup> 市全体がひとつになって、<sup>し ぜんたい</sup> 障がいを理由とする  
<sup>さべつ かいしょう</sup> 差別の解消をめざすこと

市民、市民団体、事業者、関係機関は、  
共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進  
に取り組みます。

行政は、  
障害者差別解消法等に基づき、差別解消の推進に関して必要な  
施策を実施するとともに、障害者虐待防止法に基づく虐待の防止  
や権利擁護のための取り組みを進めます。

個別目標 5 <sup>こべつもくひょう</sup> 手話、<sup>しゅわ</sup> 点字等<sup>てんじなど</sup>の意思疎通<sup>い し そつう</sup>の手段<sup>しゅだん</sup>への理解<sup>りかい</sup>を促進し、  
<sup>だれ</sup>誰とでもコミュニケーションがとれる社会<sup>しゃかい こうちく</sup>を構築すること

市民、市民団体、事業者、関係機関は、  
手話、要約筆記、点字、音訳等、利用者の障がい特性に応じた  
多様なコミュニケーション手段の利用について理解・協力します。

行政は、  
障がいのある人が容易に情報を取得・利用し、円滑にコミュニ  
ケーションがとれるよう、情報アクセシビリティの向上や障がい  
の状況に配慮した情報提供方法等の充実を図ります。

■ 主要施策 ■

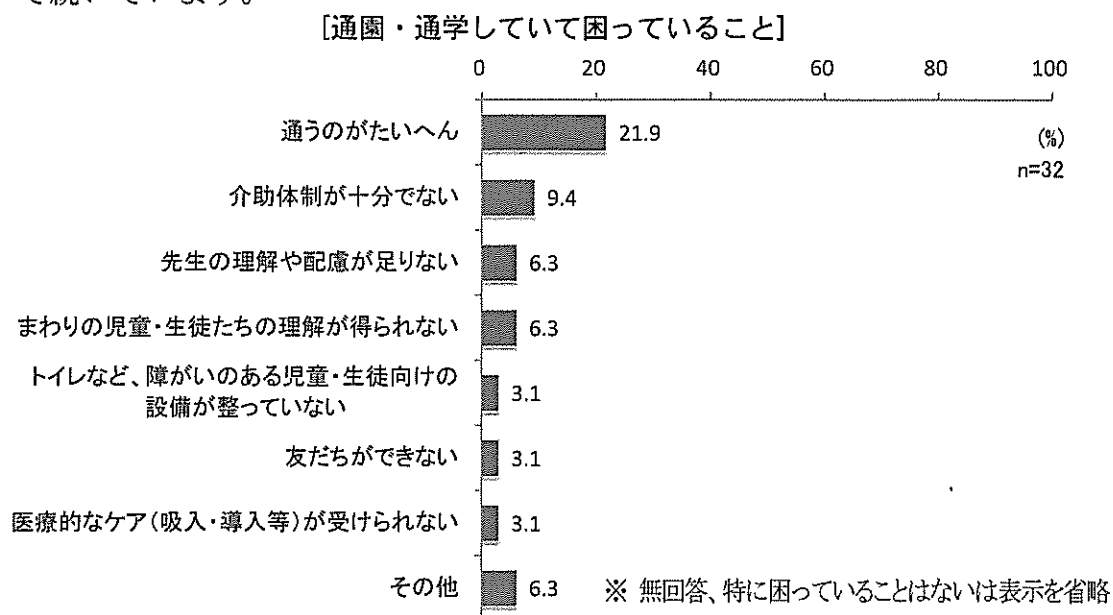
| 施策名                       | 内容                                                                                                                |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度への支援                | 制度の適用が必要な障がい者・高齢者に対して、成年後見制度の周知を行うとともに、二親等内に親族などがいない対象者に対し、市長申立てによる成年後見を実施しています。                                  |
| 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） | 社会福祉協議会で、高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、福祉サービス利用援助、日常生活上の援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを実施しています。                                    |
| 市職員への啓発の推進                | 障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市職員の研修の充実に努めています。また、「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しています。                              |
| 相談支援事業                    | 障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように相談事業を実施しています。                                                                  |
| 自立支援協議会の運営                | 地域福祉システムを協議する場として、鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置し、各種事業等を実施しています。                                                               |
| 意思疎通支援事業                  | 聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者養成講習会等を実施しています。                                   |
| 指定相談事業者の体制整備              | 支援を必要とする障がい者に対し、指定相談支援事業者から「特定相談支援」等を受けた場合、サービス利用計画作成費を事業者に支給しています。なお、現在市内に3か所の指定相談支援事業所が開設されています。                |
| 情報交換・交流の推進                | 障がい者間、また健常者との情報交換・交流の場をつくり、交流を促進しています。また、障がい者関係団体間の交流を図っています。                                                     |
| 相談支援体制の充実                 | 担当職員や民生児童委員等が、保健福祉サービスの知識を備えて相談に応じられるよう、研修を実施しています。                                                               |
| 民生委員・児童委員活動への支援           | 民生委員・児童委員は地域の実情を把握し、障がい児・者や要援護者の生活上の相談に応じ、自立の援助に努めています。社会福祉増進のために民生委員・児童委員の活動について積極的に支援しています。                     |
| 情報提供手段の充実                 | ウェブアクセシビリティに配慮し、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう努めています。また、障がいの種類、程度に応じて使いやすい福祉機器による情報提供手段の啓発、福祉機器の貸与、補助等を実施しています。 |
| 各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化      | ホームページへの申請書式の掲載等により、各種サービスの申請手続きを効率化・簡略化し、申請者の負担を軽減しています。                                                         |

## (1) 第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況

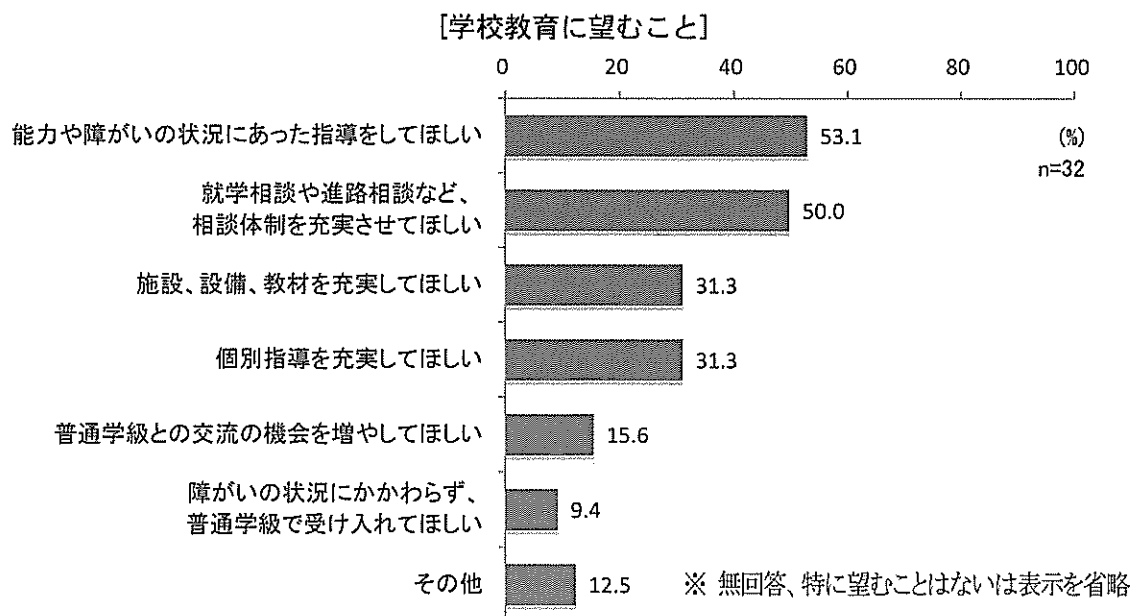
- 障がいのある子どもたちに対しては、自立や社会参加に向け、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を構築することが重要です。本市では、児童発達支援センターを設置し、発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもたちに対して、基本的生活習慣を身につけることや、社会生活への適応性を高めるために必要な訓練、指導などを行っています。また、児童発達支援センターの職員が保育所等の訪問や巡回相談を行い、支援の拡大に努めています。
- 福祉分野と教育分野の連携の面からは、学校の指導主事が児童発達支援センターに出向き、保護者を対象に就学に関する説明を行ったり、指導主事や就学支援委員が保育園や幼稚園へ出向いて幼児観察を行い、学校での受け入れが可能かどうか確認を行ったりしています。
- 学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う放課後等デイサービスを現在市内5か所で実施しています。しかし、供給過多の状況であり、今後は需要と供給のバランスを考慮するとともに、適切な発達支援が行われるよう質の向上を求めていく必要があります。
- 特別支援学級については、27名の支援員を配置し、きめ細かな支援を図れるよう支援体制の充実を図っています。
- ハード面では、平成25年度までに小・中学校12校のうち10校において、児童・生徒が利用できるエレベーターを設置し、平成26年度までに市内小・中学校のすべてにスロープや手すりを設置しています。
- 市内8小学校区すべてに学童保育室を設置しており、利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。
- 特別支援学校との支援者交流や特別支援学級と通常学級の交流を通して、ノーマライゼーションの精神を育てています。また、交流教育を推進するため、研修により特別支援教育コーディネーターの充実を図っています。

## (2) 障がい当事者の意見・意向 ～ 実態・意向調査の結果 ～

- 通園・通学して困っていることとしては、「通うのがたいへん」なことをあげる人が21.9%と最も多く、次いで「介助体制が十分でない」が9.4%で続いています。



- 学校教育に望むこととしては、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」(53.1%)と「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい」(50.0%)の2項目がそれぞれ約半数の人にあげられています。



### (3) 当事者団体、市民団体、事業者等の意見

《北本市第三次障害者福祉計画策定委員会が出された意見より》

- ・ 市内全校に特別支援学級が設置されたことはよいが、「情緒」はこちら、「身体」はこちらと運用がよくない。障がい種別による専門性はあると思うが、通学区の学校に当たり前に通える社会をつくることが大切。
- ・ 急激な特別支援学級の増加により、担当教員の技量不足が懸念される。
- ・ 学校は地域の福祉団体と連携すべきである。
- ・ 支援籍交流など学校側の支援があって、本人が安心して学校間の移動などができれば、当たり前にノーマライゼーションの精神が育っていく。

#### (4) 目標実現に向けた各主体の取り組み

個別目標 1 障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学びあい、  
育ちあう地域環境を整備すること

市民、市民団体、事業者、関係機関は、  
子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加のために必要な力を身につけるための様々な取り組みを進める際には、地域全体で協力・連携します。

行政は、  
子どもの権利を保障するために、「児童権利条約」や「北本市児童憲章」の理念を普及・啓発します。

個別目標 2 あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること

事業者、関係機関は、  
支援に係る情報を共有化できる体制を整備します。

行政は、  
教育分野（組織）と福祉分野（組織）の横の連携を強化し、子どものライフステージに応じた一貫した支援を進めます。

個別目標 3 適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に  
携わる人材の育成（専門的知識・技能の習得）を図ること

事業者、関係機関は、  
障がいのある子どもが、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育へ通うために必要な人材の配置を進めます。

行政は、  
資質向上のための研修に積極的に取り組みます。

個別目標 4 <sup>こべつもくひょう</sup> 子どもと親との関係づくりを支援し、<sup>こ</sup> <sup>おや</sup> <sup>かんけい</sup> <sup>しえん</sup> <sup>りょうこう</sup> <sup>おやこかんけい</sup> 良好な親子関係を  
<sup>はぐく</sup> 育むこと

市民、市民団体、

ボランティア活動や地域の交流等を通して、障がいのある子どもとその保護者が、地域で孤立感や疎外感を感じることのない環境をつくれます。

事業者、関係機関は、

ボランティアやNPO、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制の推進に協力します。

行政は、

子どもとのかかわり方に悩んでいる保護者、問題があると思われる保護者等に対して、適切な相談や助言等を行います。

個別目標 5 <sup>こべつもくひょう</sup> 障がいのある子どもを持つ親の悩みに<sup>しょう</sup> <sup>こ</sup> <sup>も</sup> <sup>おや</sup> <sup>なや</sup> <sup>たいおう</sup> 対応にできる  
<sup>・そうだんたいせい</sup> 相談体制をつくること

市民、市民団体、事業者、関係機関は、

親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受けたりできる交流・相談の場の提供・運営に協力します。

行政は、

保護者の気持ちに寄り添った相談支援に対応できる専門相談員の育成に取り組みます。

■ 主要施策 ■

| 施策名                             | 内容                                                                                                                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用 | 埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達が気がかりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。                        |
| 親子教室                            | 心身の発達に遅れや心配のある児童やその保護者を対象とし、親子で楽しく遊びながら児童の成長を支援することに、取り組んでいます。                                                                     |
| 児童発達支援事業                        | 支援計画書をもとに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の児童発達支援事業を市内2か所で行っています。また、保育所等訪問支援事業については、児童発達支援センターで所属する施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施しています。 |

| 施策名           | 内容                                                                                                                             |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談指導体制の充実     | 児童発達支援センターの職員が保育所・幼稚園を訪問し、その施設に通っている児童を対象に、一学期に一回程度、保育への相談支援を行っています。また、集団生活に適応するための支援を実施しています。                                 |
| 特別支援教育の推進     | 障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案しています。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育の推進に努めています。            |
| 特別支援教育支援員の配置  | 特別支援学級でのきめ細かな指導支援の充実をめざし、担任の指導補助を行い、児童・生徒の生活面や学習面の支援など個に応じた支援を行う支援員を配置しています。また、通級指導教室設置校において、担任の指導補助を行い、個に応じた支援を行う支援員を配置しています。 |
| 教育内容の充実       | 個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。                                                                             |
| 教育施設の充実       | 個々の障がいに応じた教育施設、設備等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。                                                                                   |
| 就学支援の充実       | 障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、必要な情報を提供できるよう就学支援委員会の充実に努めています。                                                      |
| 交流教育等の充実      | 人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童・生徒を育成するため、特別支援学校との支援籍交流や特別支援学級と通常学級との交流を推進しています。また、特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流の充実に努めています。 |
| 放課後活動への支援     | 市内小学校区すべてに学童保育室を設置しています。学童保育室の利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。                                                        |
| 障害児放課後等デイサービス | 市内5か所の施設で、学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施しています。                                                  |

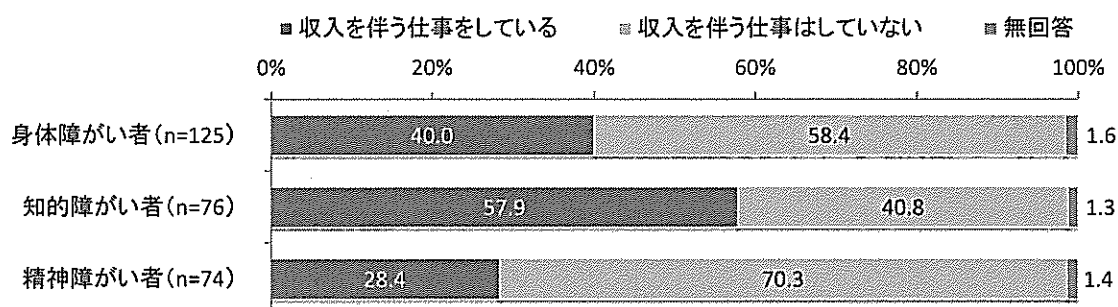
### (1) 第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況

- 市職員の雇用については、国で定める法定雇用率（2.3％）を下回る時期もありましたが、現在は改善されています。今後は、単に数（率）を維持・増加するだけでなく、より多様な部署での配置や職域拡大を図り、様々な障がいのある人の雇用を進める必要があります。また、特別支援学校等から実習の相談があった場合にはできる限り受け入れを検討しており、平成 27 年度には、川島ひばりが丘特別支援学校から 1 件の受け入れを行いました。
- 第二次北本市障害者福祉計画策定時には検討段階であった「障がい者就労支援センター」を平成 24 年度に市役所内に設置しました。就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就労後も定期的に職場訪問を行い、会社側から本人の職場での状況について報告を受けながら、本人の意見を聞き、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援しています。現在、登録者は 118 人で、そのうち 35 人が就労しています。
- 毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの優先的・積極的な物品等の購入を進めています。平成 28 年度の調達の目標額は 50 万円に設定しています。また、市役所内に常設の授産品等販売所を設置しているほか、各種イベント（福祉まつり、北本朝市等）に出店するなど、授産品等の販売拡大を支援しています。

## (2) 障がい当事者の意見・意向 ～ 実態・意向調査の結果 ～

- 18～64歳の障がい者のうち、現在、収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障がい者では40.0%、知的障がい者では57.9%、精神障がい者では28.4%です。

〔収入を伴う仕事の状況〕



- 収入を伴う仕事をしている人が最も多い仕事は、身体障がい者では「会社・団体等の正規の職員」が46.0%、知的障がい者では「就労継続支援、就労意向支援などの事業所、作業所」が56.8%、精神障がい者では「アルバイト、臨時、パート、臨時」が57.1%となっています。

〔仕事の種類〕

|               | 自営業(家業の手伝いを含む) | 会社・団体等の正規の職員 | アルバイト、臨時、パート、嘱託 | 内職   | 就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所 | その他  |
|---------------|----------------|--------------|-----------------|------|-------------------------|------|
| 身体障がい者 (n=50) | 12.0%          | 46.0%        | 30.0%           | 2.0% | 8.0%                    | —    |
| 知的障がい者 (n=44) | —              | 2.3%         | 29.5%           | 2.3% | 56.8%                   | 4.5% |
| 精神障がい者 (n=21) | 4.8%           | 19.0%        | 57.1%           | —    | 14.3%                   | 4.8% |

※ 無回答は表示を省略

- 障がい者の就労支援として必要なこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」をあげる人が最も多くなっています。なお、知的障がい者では「職場で介助や援助などが受けられること」(43.0%)が、身体障がい者と精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(43.5%)が2番目に多くあげられています。

[ 必要な就労支援（上位5項目） ]

|               | 1位                            | 2位                          | 3位                             | 4位                           | 5位                             |
|---------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 身体障がい者(n=529) | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること<br>31.6% | 短時間勤務や職場日数などの配慮<br>25.5%    | 通勤手段の確保<br>24.2%               | 在宅勤務の拡充<br>23.3%             | 職場で介助や援助などが受けられること<br>17.6%    |
| 知的障がい者(n=107) | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること<br>52.3% | 職場で介助や援助などが受けられること<br>43.0% | 就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携<br>38.3% | 通勤手段の確保<br>37.4%             | 仕事についての職場外での相談対応、支援<br>32.7%   |
| 精神障がい者(n=92)  | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること<br>54.3% | 短時間勤務や職場日数などの配慮<br>43.5%    | 通勤手段の確保<br>37.0%               | 仕事についての職場外での相談対応、支援<br>34.8% | 就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携<br>31.5% |

### (3) 当事者団体、市民団体、事業者等の意見

《北本市第三次障害者福祉計画策定委員会が出された意見より》

- ・ 「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」については、実際に実績を積み上げていってほしい。
- ・ 障がい者雇用について、もっと行政主導で事業主に対して啓発してほしい。
- ・ 市は法定雇用率を達成しているが、ほとんどが肢体不自由者である。障がいの種類を考慮した採用を検討すべきではないか。
- ・ 就労支援センターが市役所内に設置されたことは、身近なところで相談できるので良いという話を聞いている。
- ・ 市役所や公的機関で、もっと職場実習を受け入れる体制を整えるべき。
- ・ 社会参加にもつながる市役所内の授産品販売所の設置はありがたい。

- ・ 市役所で使用する品を授産施設で作るというルートができると、安定した工賃アップにつながるのではないかと。何か工賃アップの方法を考えるべき。
- ・ 障がいのある人の就労機会の拡大を考えた場合、いままであまり取組のなかった農業との連携も考えられるのではないかと。全国でもいくつか実施されている例もあるようなので、今後 10 年の計画としては、その可能性を検討してはどうだろうか。

#### (4) 目標実現に向けた各主体の取り組み

##### 個別目標 1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること

当事者、市民、市民団体は、

障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要であることを理解します。

事業者、関係機関は、

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の雇用を進め、法定雇用率の達成をめざします。

行政、関係機関は、

事業主が障がい者への理解を深め、積極的に障がいのある人を雇用するように、啓発活動を推進します。また、市が率先して雇用するよう努めます。

##### 個別目標 2 個々人の適正と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること

事業者、関係機関は、

国・県・市等が行う、障がい者雇用対策に協力します。

行政は、

障がい者就労支援センターの機能を強化し、公共職業安定所や埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた支援を行います。

##### 個別目標 3 必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること

事業者、関係機関は、

市内の就労移行支援、就労継続支援等のサービスの展開、安定した運営に向けた取り組みなどに協力します。

行政は、

市内における就労系の障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援等）の提供が充実するよう、量的・質的な確保を進めます。

こべつもくひょう    しゅうしよくご    ひ    つづ    ひつよう    しえん    う    たいせい  
個別目標 4    就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を  
きょうか  
強化すること

事業者、関係機関は、

障がい者雇用に関する理解を深め、社内啓発や社内調整を進めるとともに、職場環境や勤務体制などについて適切な配慮を行います。

行政は、

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスの実施をめざします。

こべつもくひょう    しょうがいしゃしゅうろうしせつなど    ぶつびん    ちょうたつ    すいしん  
個別目標 5    障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、  
うんえい    あんていか    はか  
運営の安定化を図ること

当事者は、

市役所ロビー内にある「ハートショップひだまり」や、市内で行われる様々なイベント等の機会を活用して、物品やサービスを提供します。

市民、市民団体は、

市役所ロビー内にある「ハートショップひだまり」や、市内で行われる様々なイベント等の機会に提供される生產品等の販売・購入に協力します。

事業者、関係機関は、

障害者就労施設等が提供する物品・サービスの購入を検討します。

行政は、

毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行います。

■ 主要施策 ■

| 施策名                              | 内容                                                                                                                                                |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主への啓発活動の推進                     | リーフレットの掲出及びホームページによる情報提供をしています。                                                                                                                   |
| 障害者雇用率の向上                        | 障がい者の雇用を充実するため、事業者への啓発及び情報提供を実施しています。                                                                                                             |
| 障がい者就労支援センターの運営                  | 雇用の相談から就労、職場定着まできめ細かい支援を行う障がい者就労支援センター事業を開設し、障がい者への支援を実施しています。                                                                                    |
| 職業相談機能の充実                        | 公共職業安定所（ハローワーク）や埼玉障害者職業センター等の関係機関との連携により、市における障がい者雇用に関する相談等を実施しています。                                                                              |
| 市職員の雇用の推進                        | 障害者雇用率について法定雇用率よりも高い水準で、市が率先して障がいのある人を雇用しています。                                                                                                    |
| 市及び関係機関での職場実習の受け入れ               | 職場実習の場を拡大するために、市及びあすなろ学園、ふれあいの家などにおいて、特別支援学校生徒等を受け入れています。                                                                                         |
| 就労移行支援事業                         | 就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を実施しています。                                                                                                    |
| 生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の運営と支援 | 生活介護事業所として「ふれあいの家」と「総合福祉センター」を、生活介護と就労継続支援B型の複合施設として「あすなろ学園」を開設・運営しています。また、就労移行支援事業所として「てんとうむし北本」が、地域活動支援センターとして「夢の実」と「かばざくら」が開設されており、運営を支援しています。 |
| 障がい者の経済的自立及び仕事の安定確保              | 各生活介護、就労支援事業所等で、工賃のアップに向けて事業の検討や新事業の発掘をしています。また、市役所内に常設の授産品等販売所を設置するとともに、福祉まつり等各種イベントでも授産品等の販売を行っています。                                            |
| 障害者就労施設等からの物品等の調達                | 「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行っています。                                                                                        |

### (1) 第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況

- 障がいの早期発見については、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達や健康上の問題の早期の把握に努めています。また、1歳6か月児健診後等の経過観察児を対象に個別相談も実施しています。
- 平成26年10月に完成した新庁舎においては、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を遵守することはもとより、来訪者ととともに職員を含めた様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン<sup>6</sup>」の推進を図っています。また、庁舎案内においては、ユニバーサルフォント及びユニバーサルピクトを導入し、わかりやすく適切な情報提供に努めています。
- 障がいのある人が安心して外出できる歩行空間をつくるには、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを進めていく必要がありますが、まだ十分に整備が進んでいるとは言えない状況です。
- 現在、市内にはグループホームが1か所（定員9人）設置されていますが、施設や病院からの地域移行の促進や介護者（親）の高齢化等を踏まえると、今後、さらに必要性が増してくるサービスであると考えられます
- 市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助け（避難支援）が地域の中で安全かつ速やかに行われることを目的とした「避難行動要支援者避難支援制度」を推進しています。
- 大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者のための福祉避難所の設置を進めており、現在5か所の施設を指定しています。今後は、さらなる協定締結に努めるとともに、障がいの状況等に配慮した物資・機材等の備蓄や調達体制の整備に向けて検討を進めていく必要があります。

<sup>6</sup> ユニバーサルデザイン：年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかこうとする考え方です。

## (2) 障がい当事者の意見・意向 ～ 実態・意向調査の結果 ～

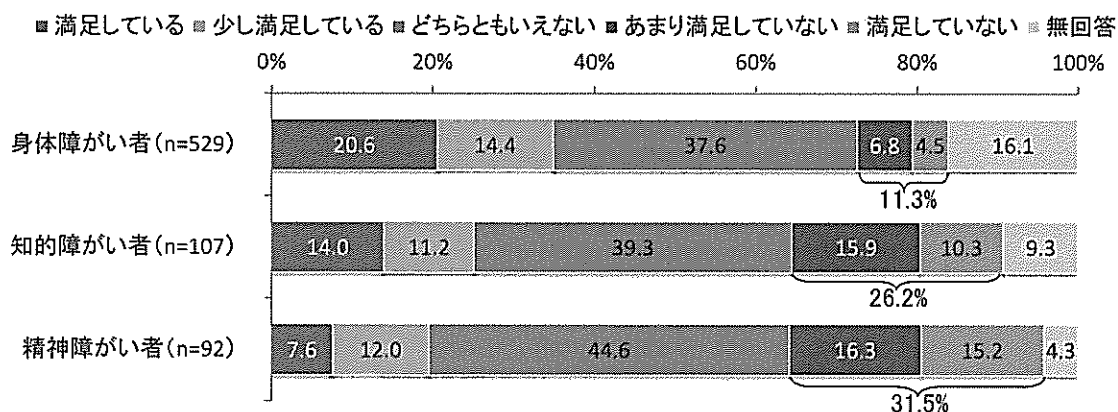
- 健康管理や医療について困ったり不便に思うこととして最も多くあげられているのは、身体障がい者と精神障がい者では「医療費の負担が大きい」（身体障がい者 14.9％、精神障がい者 28.3％）、知的障がい者では「医療スタッフ（医師、看護師等）の障がいに対する理解が不十分」（18.7％）となっています。

〔健康管理や医療について困ったり不便に思うこと（上位5項目）〕

|               | 1位                                     | 2位                                      | 3位                                     | 4位                       | 5位                                                                |
|---------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 身体障がい者(n=529) | 医療費の負担が大きい<br>14.9%                    | 専門的な治療を行う医療機関がない<br>8.7%                | 近所に診てくれる医者がいない<br>7.8%                 | 往診を頼める医者がいない<br>7.2%     | 医療機関のある建物が障がいのある人に配慮した構造になっていない<br>5.9%                           |
| 知的障がい者(n=107) | 医療スタッフ(医師、看護師等)の障がいに対する理解が不十分<br>18.7% | 障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない<br>16.8% | 受診手続きなど、障がいのある人への配慮が不十分<br>15.0%       | 近所に診てくれる医者がいない<br>14.0%  | 専門的な治療を行う医療機関がない<br>13.1%                                         |
| 精神障がい者(n=92)  | 医療費の負担が大きい<br>28.3%                    | 近所に診てくれる医者がいない<br>16.3%                 | 医療スタッフ(医師、看護師等)の障がいに対する理解が不十分<br>14.1% | 定期的に健康診断を受けられない<br>13.0% | 障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない、受診手続きなど、障がいのある人への配慮が不十分<br>各 12.0% |

- 障がい福祉サービス全般に満足していない人の割合は、身体障がい者では 11.3％、知的障がい者では 26.2％、精神障がい者では 31.5％となっています。

〔障がい福祉サービスについての満足度〕



- 外出の際に困っていることとして最も多くあげられているのは、身体障がい者では「歩道が狭く、道路に段差が多い」(20.6%)、知的障がい者では「他人との会話が難しい」(52.3%)、精神障がい者では「他人の視線が気になる」(32.6%)となっています。

[ 外出の際に困っていること（上位5項目） ]

|               | 1位                      | 2位                         | 3位                           | 4位                                      | 5位                              |
|---------------|-------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------|
| 身体障がい者(n=529) | 歩道が狭く、道路に段差が多い<br>20.6% | 建物などに階段が多く、利用しづらい<br>16.1% | 電車やバスなどの交通機関を利用しづらい<br>16.1% | 気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシー等)<br>14.6% | 障がい者用のトイレが少ない<br>13.8%          |
| 知的障がい者(n=107) | 他人との会話が難しい<br>52.3%     | 他人の視線が気になる<br>25.2%        | 電車やバスなどの交通機関を利用しづらい<br>22.4% | 必要ときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない<br>15.0%        | 障がい者用のトイレが少ない<br>13.1%          |
| 精神障がい者(n=92)  | 他人の視線が気になる<br>32.6%     | 他人との会話が難しい<br>26.1%        | 電車やバスなどの交通機関を利用しづらい<br>23.9% | 付き添ってくれる人がいない<br>12.0%                  | 必要ときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない<br>8.7% |

- 外出の際に困っていることを、視覚障がい者と聴覚障がい者・平衡機能障がい者についてみると、視覚障がい者の 59.3%は「歩道が狭く、道路に段差が多い」こと、聴覚障がい・平衡機能障がい者の 46.3%は「他人との会話が難しい」ことで困っていることがわかります。

[ 外出の際に困っていること（視覚・聴覚・平衡機能障がい者） ]

|                      | 1位                      | 2位                              | 3位                         |
|----------------------|-------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 視覚障がい者(n=27)         | 歩道が狭く、道路に段差が多い<br>59.3% | 道路に放置自転車など障害物が多く、歩きづらい<br>44.4% | 建物などに階段が多く、利用しづらい<br>29.6% |
| 聴覚障がい・平衡機能障がい者(n=41) | 他人との会話が難しい<br>46.3%     | 歩道が狭く、道路に段差が多い<br>12.2%         | 建物などに階段が多く、利用しづらい<br>12.2% |

- 地震や台風などの災害の際に困ると思うこととして最も多くあげられているのは、身体障がい者では「避難場所の設備や生活環境が不安」(50.9%)、知的障がい者では「安全なところまで迅速に避難することができない」と「周囲とのコミュニケーションがとれない」(それぞれ 50.5%)、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」(64.1%) となっています。

〔災害の際に困ると思うこと（上位5項目）〕

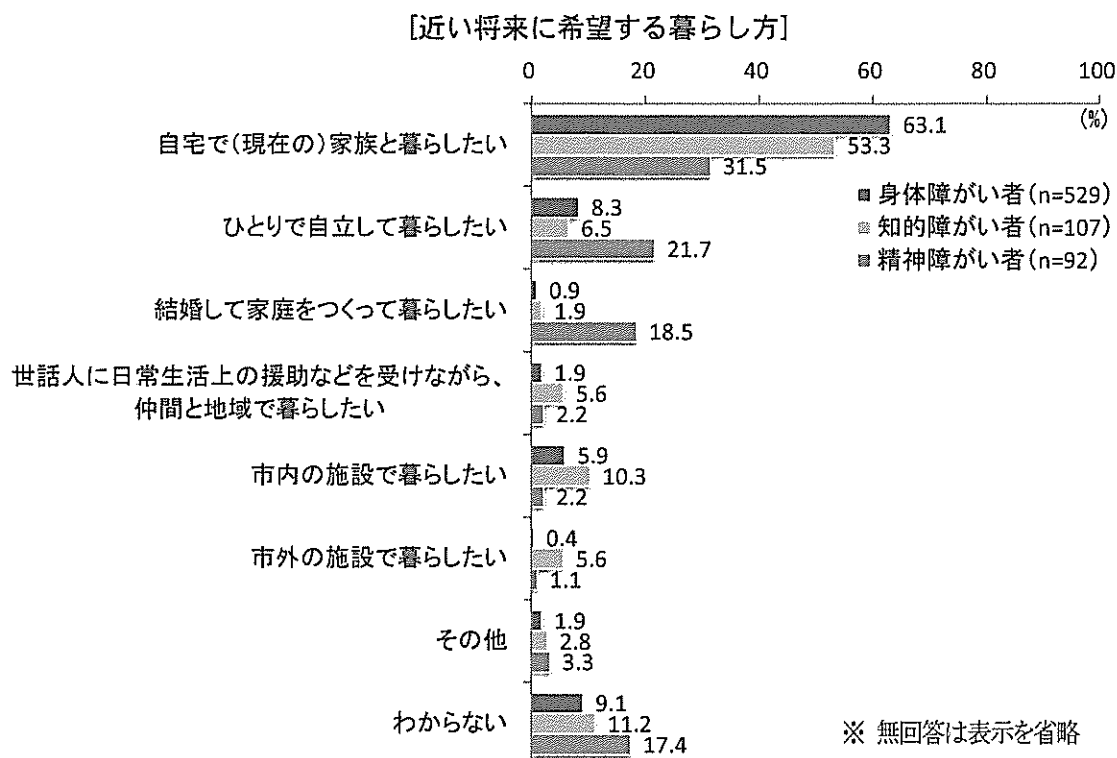
|               | 1位                               | 2位                          | 3位                               | 4位                             | 5位                               |
|---------------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 身体障がい者(n=529) | 避難場所の設備や生活環境が不安<br>50.9%         | 投薬や治療が受けられない<br>45.4%       | 安全なところまで、迅速に避難することができない<br>45.2% | 被害状況、避難場所などの情報が入手できない<br>18.7% | 補装具や日常生活用具の入手がなくなる<br>16.1%      |
| 知的障がい者(n=107) | 安全なところまで、迅速に避難することができない<br>50.5% | 周囲とのコミュニケーションがとれない<br>50.5% | 避難場所の設備や生活環境が不安<br>45.8%         | 救助を求めることができない<br>37.4%         | 被害状況、避難場所などの情報が入手できない<br>34.6%   |
| 精神障がい者(n=92)  | 投薬や治療が受けられない<br>64.1%            | 避難場所の設備や生活環境が不安<br>45.7%    | 周囲とのコミュニケーションがとれない<br>40.2%      | 被害状況、避難場所などの情報が入手できない<br>21.7% | 安全なところまで、迅速に避難することができない<br>20.7% |

- 地震や台風などの災害の際に困ると思うことを、視覚障がい者と聴覚障がい者・平衡機能障がい者についてみると、視覚障がい者の 63.0%は「安全なところまで迅速に避難することができない」こと、聴覚障がい・平衡機能障がい者の 36.6%は「周囲とのコミュニケーションがとれない」ことで困ると考えていることがわかります。

〔災害の際に困ると思うこと（視覚・聴覚・平衡機能障がい者）〕

|                      | 1位                               | 2位                               | 3位                                         |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 視覚障がい者(n=27)         | 安全なところまで、迅速に避難することができない<br>63.0% | 避難場所の設備や生活環境が不安<br>44.4%         | 投薬や治療が受けられない<br>29.6%                      |
| 聴覚障がい・平衡機能障がい者(n=41) | 周囲とのコミュニケーションがとれない<br>36.6%      | 安全なところまで、迅速に避難することができない<br>34.1% | 投薬や治療が受けられない<br>避難場所の設備や生活環境が不安<br>各 22.4% |

- 近い将来（おおむね 5～10 年後）に希望する暮らし方としては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも、「自宅で（現在の）家族と暮らしたい」と回答した人が最も多くなっています。



### (3) 当事者団体、市民団体、事業者等の意見

#### 《アンケート調査の結果より [障がい者団体]》

- ・ 近隣市町に比べて、精神障がい者への支援、活動場所の設置、市民等の理解が遅れているように感じます。今後、心の病をかかえる人は増えてくると思いますので、受け皿の充実などが必要ではないでしょうか。
- ・ 聴覚障がい者は、災害等の場合に情報の入手が難しく、混乱してしまう。災害のときは、聴覚障がい者へ配慮した支援（避難所への手話通訳者等の派遣、安否確認、支援に必要な情報・備品の提供）などを行ってほしい。
- ・ 市内循環バスについては、わかりやすい停留所の設置や、大きな文字での発着時間の表示など、障がいのある人に配慮してほしい。

## 《北本市第三次障害者福祉計画策定委員会が出された意見より》

- ・ 健康づくり課を中心に、障がいの予防・早期発見の仕組みが運営されているが、こども課、障がい福祉課とも十分に連携をとって進める必要がある。
- ・ 聴覚・視覚障がい者などに対して、健康づくり講演会の開催についてもっと配慮して、周知してほしい。また、健康診査や健康相談の際にも、手話通訳者・要約筆記者を配置するなど、気軽に受けられるようにしてほしい。
- ・ 医療の確保が課題。障がいを理由に門前払いにならないよう、診てくれる医療機関をどう増やしていくか。団体（医師会等）に働きかけるなど、行政しかできないこと、行政が動くことで始まることも多い。
- ・ 精神障がい者が医療機関を受診する際、精神科以外は自己負担が3割と重いため、補助をお願いしたい。
- ・ 各種サービスの利用を促進するため、高齢介護課のようにサービス提供事業者一覧などを作ってはどうか。
- ・ 聴覚障がい者にとって、新庁舎のバリアフリーは不十分。呼び出し（放送）が聞こえないので、電光掲示板や呼び出し振動器等を設置すべき。
- ・ グループホームは今後、需要が高まっていくと思われる。いまのままでは、介護者に先立たれ、高齢に満たない障がい者は市を離れなければならない。
- ・ 行政無線は聴覚障がい者には聞こえない。災害に関する情報などが確実に聴覚障がい者にも届くようにしてほしい。
- ・ 福祉避難所が足りない。また、福祉避難所が被災した場合を想定して、市役所や公共施設に障がい者専用スペースを設ける等の対策を考えているか。

#### (4) 目標実現に向けた各主体の取り組み

個別目標 1 <sup>こべつもくひょう</sup> <sup>ひと</sup> <sup>せいかつ</sup> <sup>じつげん</sup> <sup>せいかつかんきょう</sup>  
その人らしい生活が実現できるような生活環境を  
<sup>かくほ</sup>  
確保すること

行政は、  
障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

個別目標 2 <sup>こべつもくひょう</sup> <sup>じゅうじつ</sup> <sup>まいにち</sup> <sup>す</sup> <sup>たいせい</sup>  
より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を  
<sup>じゅうじつ</sup>  
充実すること

市民、市民団体は、  
ボランティア、自治会、近隣の人による支援など、地域におけるインフォーマルなサービスの充実を進めます。

事業者、関係機関は、  
市内において、障がいのある人が必要とするサービスを十分受けることができるよう、各種サービス提供の充実を進めます。

行政は、  
必要なサービスを自らの意思で選択できるよう、相談・情報提供の充実をはじめ、サービス提供者の拡大や提供量の増大、サービスの質の向上など、サービス提供基盤の整備を進めます。

個別目標 3 <sup>こべつもくひょう</sup> <sup>ぎょうせい</sup> <sup>ちいき</sup> <sup>きょうどう</sup> <sup>あんしん</sup> <sup>あんぜん</sup>  
行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを  
<sup>すす</sup>  
進めること

市民、市民団体は、  
放置自転車の解消など、市民の理解・協力で推進することができるバリアフリー対策に積極的に協力します。

事業者、関係機関は、  
暮らしやすい住環境の整備を進めるため、グループホーム等の市内設置等の検討を進めます。

行政は、  
利用者の声を聴く機会を設けるなど、まちづくりの計画の段階からユニバーサルデザインの考え方を尊重して検討を進めます。

こべつもくひょう 4 いりょう ぼうはん ぼうさいかんけいしゃ きょうりよく しょう ひと  
個別目標 4 医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人を  
しっかりと支援すること

当事者は、  
防災訓練等を通して、避難方法等を確認します。

市民、市民団体は、  
自主防災組織等の充実・強化を図り、地域ぐるみの協力体制を  
強化します。

事業者、関係機関は、  
「地域防災計画」に基づいて行われる風水害・事故災害対策、  
震災対策に協力します。

行政は、  
「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の安全確保対策  
の一層の充実を図ります。

こべつもくひょう きんぎゅうじ れんらくちょうせいきのう も ちいきぎょてん すす  
個別目標 5 緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること

事業者、関係機関は、  
福祉避難所の整備や、避難所で必要とする用具等の整備に協力  
します。

行政は、  
避難所に避難した避難行動要支援者を想定し、必要な介護や手  
当等の支援を行うことができる福祉避難所等の整備を進めます。

■ 主要施策（保健・医療関連） ■

| 施策名               | 内容                                                                             |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実 | 各種事業を通じ、妊娠中の母体の適切な健康管理、子どもの健やかな成長促進及び保護者の負担軽減に努めています。                          |
| 1歳6か月児健康診査事後相談の充実 | 幼児期に向けた課題について具体的な育児相談を行っています。さらに継続的な支援につなげ、子どもの健やかな成長を促進し、保護者の負担を軽減するよう努めています。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業の充実     | 乳児家庭全戸訪問事業を中心に、乳幼児の家庭訪問を行うことで、育児支援に努めています。また、成人についても必要に応じ家庭訪問による支援を行っています。     |
| 健康づくり意識の啓発        | 糖尿病をはじめとする生活習慣病、うつ病などの精神疾患に関する予防事業等を通じ、また、様々な情報の発信を行うことで、健康づくり意識の啓発に努めています。    |

| 施策名                | 内容                                                                        |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 各種健（検）診の充実         | 健康増進法等、根拠に基づいた各種健（検）診を実施し、その結果を活用して健康教室、健康相談に繋げることで、生活習慣病の予防、早期発見に努めています。 |
| 特定健康診査、保健指導        | 国民健康保険被保険者に対し、各医療保険者に義務付けられた特定健康診査・保健指導を行っています。                           |
| 各世代にあわせた健康相談の実施    | 関係機関の協力を得ながら、乳幼児から成人に至るまで、各年代に応じ、心身の健康に関する相談を受けられる体制を整備しています。             |
| 地域の医療機関と専門医療機関との連携 | 地域の医療機関の協力を得ながら母子保健、成人保健、予防接種等各業務を進め、必要に応じて専門医療機関への紹介を行っています。             |
| 夜間、休日等の医療体制の整備     | 地区医師会、郡市医師会の協力を得ながら、近隣市町とともに、制度の整備を進めています。                                |
| 歯科医療の情報提供          | 重度の障がい者（児）に対して、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介しています。                               |
| 自立支援医療制度の充実        | 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施しています。                   |
| 重度心身障害者医療費助成制度の充実  | 重度心身障がい者に対し、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費、食事療養標準負担額、附加給付を除く）を助成しています。        |

■ 主要施策（障害福祉サービス、地域生活支援事業等） ■

| 施策名                                    | 内容                                            |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 介護給付（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援） | 居宅の障がい者に対し、居宅介護等の介護給付を支給し、各種支援を実施しています。       |
| 療育体制・リハビリテーションの充実                      | 児童発達支援センターで、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、相談支援事業を実施しています。 |
| 生活介護                                   | 生活支援事業利用者に、創作的活動、生産活動の機会を提供する事業を実施しています。      |
| 自立訓練給付                                 | 自立をめざす障がい者に対し、訓練の機会を提供しています。                  |
| 療養介護事業                                 | 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を給付しています。      |
| 短期入所支援                                 | 介護する人が病気の場合などの場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護を給付しています。 |
| 施設入所支援                                 | 施設に入所する障がい者に入浴、排せつ、食事の世話等を給付しています。            |

| 施策名                  | 内容                                                                     |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 補装具費の支給              | 身体障がい者等の失われた部分や損なわれた機能を補う用具購入費と修理費を支給しています。                            |
| 日常生活用具給付等事業          | 重度の障がい者に、日常生活用具を給付しています。                                               |
| 地域活動支援センター事業         | 地域活動支援センター（夢の実、かばざくら）にて、創作的活動や生産活動の機会及び社会との交流促進等の機会を提供しています。           |
| 訪問入浴サービス事業           | 家庭での入浴が困難な身体障がい者に自宅での入浴サービスを提供しています。                                   |
| 更生訓練費給付事業            | 就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を給付しています。          |
| 日中一時支援事業             | 障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の支援をおこなっています。 |
| 生活サポート事業             | 介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に必要な支援を給付しています。      |
| 訪問理美容サービス            | 身体障害者手帳を所持する者で、両下肢又は体幹の障がいの程度が1級の者に対し、理美容券を発行しています。                    |
| 移動支援事業               | 屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を給付しています。      |
| 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業     | 外出が困難な視覚障がい者に対し、地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的として、ガイドヘルパーを派遣しています。         |
| 福祉タクシー事業             | 重度心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級）に福祉タクシー利用券を発行しています。        |
| 重度障害者移動支援事業          | 常時車イス利用又は下肢・体幹等の障がいがある歩行困難な者にリフト付き自動車（ハンディキャブ）の貸出しを実施しています。            |
| 重度心身障害者自動車燃料費助成事業    | 重度心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級）に自動車燃料費の一部を助成しています。        |
| 共同生活援助（グループホーム）の家賃助成 | グループホームの利用者に対して、家賃を助成しています。                                            |

■ 主要施策（安心・安全なまちづくり関連） ■

| 施策名                     | 内容                                                                                                                             |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉のまちづくりの推進             | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に関する指導やアドバイスを実施していくことで、障がいのある人などが暮らしやすく、活動しやすい生活環境の「整備、啓発」を進めています。      |
| 道路等交通環境の整備              | 障がいのある人が安心して利用できる歩行空間をつくるため、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等を計画的に進めています。また、あわせて路上の障害物の除去について、市民意識の啓発を推進しています。                       |
| 民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及     | 住宅リフォームのパンフレット配布に努めています。                                                                                                       |
| 重度障害者居宅改善整備への補助         | 重度の身体障がい者居宅をバリアフリー構造に改善または整備する場合、補助を実施しています。                                                                                   |
| 住宅改造に関する相談の充実           | 市の住宅相談において、住宅改造に関する相談への対応の充実に取り組んでいます。                                                                                         |
| 公共住宅の整備・改善              | 公共住宅の新設・建替えに際して、障がいのある人等に配慮したバリアフリー仕様住宅の整備を推進します。また、改修に際してもバリアフリー化に努めています。                                                     |
| 共同生活援助（グループホーム）の設置      | 市内には1か所のグループホームがあります。共同生活を行う住居において、相談、食事等の日常生活上の世話を提供しています。                                                                    |
| 防災に関する知識の普及・啓発          | 防災訓練や出前講座時に防災に関するパンフレット等を配布し、防災知識の普及・啓発を実施しています。                                                                               |
| 地域ぐるみの協力体制の確立           | 障がいのある人等、災害時の避難行動要支援者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するための説明会を実施しています。また、避難行動要支援者名簿を更新し、申請のある自治会や自主防災組織に提供し、地域ぐるみの協力体制の確立に取り組んでいます。 |
| 避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保 | 障がいのある人等の避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、民間企業等との協力体制の整備に努めています。                                             |
| 障がい者（児）施設における防災訓練の充実    | あすなろ学園、ふれあいの家、障がい児学童保育室、児童発達支援センター等で、避難訓練を定期的実施しています。                                                                          |
| 福祉避難所の開設                | 大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者や要支援者のための福祉避難所設置に向けて市内の福祉施設との更なる協定締結に努めています。                                                             |
| 災害時受入の体制の整備             | 福祉避難所を設置するとともに、医師会へ緊急時の協力を要請しています。                                                                                             |

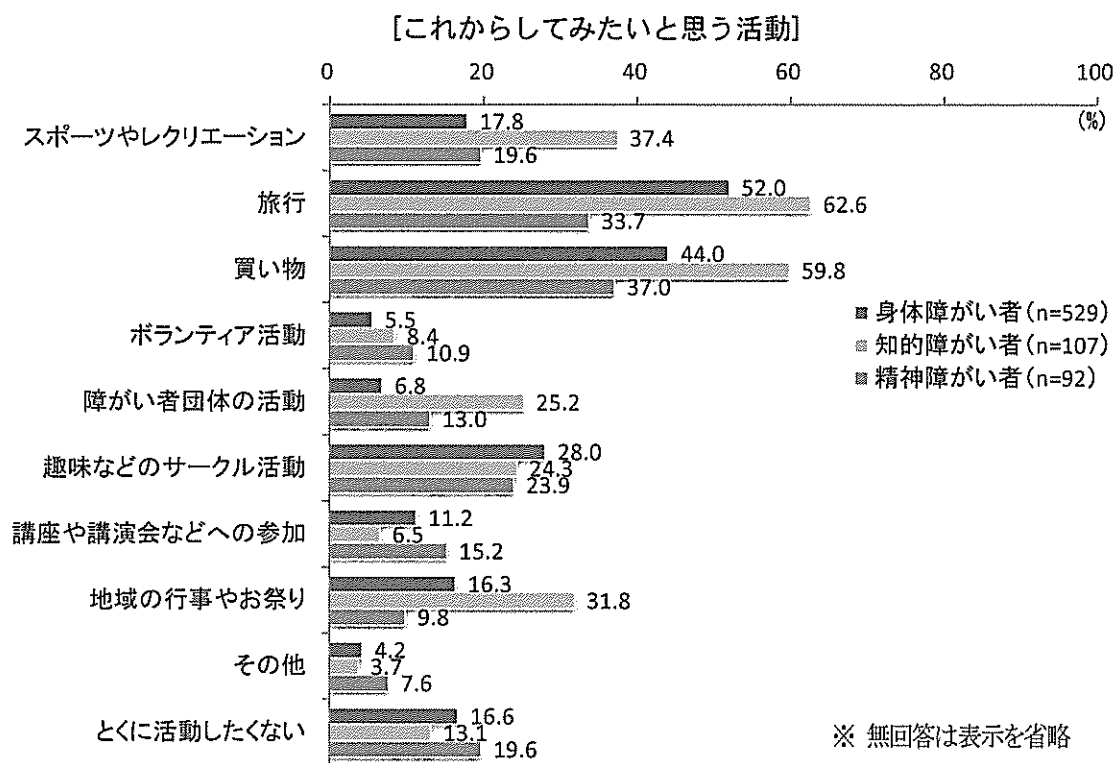
| 施策名                  | 内容                                                                                                  |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急時通報システム設置費等の補助     | 身体障害者手帳1級または2級の人で外出が困難な人のみの世帯に対して、緊急時通報システム設置費等を補助しています。                                            |
| 聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実 | 防災情報などを携帯電話等へメール配信するサービスや消防本部のホームページ・携帯サイトへの掲載を実施しています。また、聴覚障がい者の緊急事態への対応のために、緊急通報ファックス利用料を補助しています。 |
| 「Web119」・「緊急時FAX通信」  | 聴覚障がい者に対し、携帯電話のインターネット接続機能やファックスにより緊急・火災、その他災害出動要請に対応しています。                                         |
| 消費生活相談の充実            | 消費生活相談員がさまざまな問題に対処できるよう研修の機会を設けて、公民館等での講座の実施や、広報・ホームページで情報の提供等、消費者被害防止に努めています。                      |

### (1) 第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会をつくることは重要なことです。スポーツに関しては、埼玉県障害者スポーツ大会（彩の国ふれあいピック）に市内からも障がいのある人が参加しています。今後県内外で行われる様々なスポーツ大会への参加促進を図るとともに、参加者・支援者への支援を進めていく必要があります。また、スポーツを活発にしていくために不可欠な、指導者の育成・確保の方策についても検討をしていく必要があります。
- 現在、公民館等はバリアフリー構造で、障がいのある人もない人も利用できるようになっています。また現在、障害者支援施設等で制作された作品の展示等については、市で直接行っている事業はないため、今後、支援策の検討を進めていく必要があります。
- 中央図書館では、対面朗読を行うほか、録音図書の作成や大活字本の購入を進め、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っています。

## (2) 障がい当事者の意見・意向 ～ 実態・意向調査の結果 ～

- これからしてみたい活動としては、身体障がい者と知的障がい者では「旅行」が最も多くあげられ、精神障がい者では「買い物」が最も多くなっています。なお、これからスポーツやレクリエーションをしてみたいと思う人の割合は、身体障がい者では 17.8%、知的障がい者では 37.4%、精神障がい者では 19.6%となっています。



- 希望する活動をするために必要な条件としては、身体障がい者と精神障がい者では「活動する場所が近くにあること」、知的障がい者では「介助者・援助者がいること」が最も多くあげられています。

[ 希望する活動をするために必要な条件（上位5項目） ]

|                | 1位                              | 2位                              | 3位                                      | 4位                                      | 5位                        |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------|
| 身体障がい者 (n=529) | 活動する場所<br>が近くにある<br>こと<br>28.2% | 一緒に行く仲<br>間がいること<br>28.0%       | 外出のための<br>手段が確保さ<br>れていること<br>23.1%     | 障がいのある人<br>に配慮した施設<br>や設備があること<br>21.4% | 介助者・援助<br>者がいること<br>21.4% |
| 知的障がい者 (n=107) | 介助者・援助<br>者がいること<br>51.4%       | 活動する場所<br>が近くにある<br>こと<br>47.7% | 障がいのある人<br>に配慮した施設<br>や設備があること<br>45.8% | 一緒に行く仲<br>間がいること<br>41.1%               | 適切な指導<br>者がいること<br>40.2%  |
| 精神障がい者 (n=92)  | 活動する場所<br>が近くにある<br>こと<br>45.7% | 一緒に行く仲<br>間がいること<br>34.8%       | 活動につい<br>ての情報が提<br>供されること<br>32.6%      | 外出のための<br>手段が確保さ<br>れていること<br>30.4%     | 魅力的な内<br>容であること<br>29.3%  |

### (3) 当事者団体、市民団体、事業者等の意見

《北本市第三次障害者福祉計画策定委員会が出された意見より》

- ・ 障がい者スポーツの指導に関しては、他市町村よりかなり遅れている。指導員を育成するための体制づくりが必要である。
- ・ 身体を動かすきっかけとなるレクリエーションを兼ねたようなスポーツから始めるなど、小さいときから気軽に運動できる場を設けるべき。
- ・ 知的に障がいのある人の芸術活動などが盛んになってきている。北本市でも作品展などを開催してみてもどうか。
- ・ 文化・芸術活動を盛んにするために、北本市独自の補助金の創設などを考えてもよいのではないか。

#### (4) 目標実現に向けた各主体の取り組み

個別目標 1 <sup>こべつもくひょう</sup> 自分らしい表現活動のひとつとして、芸術・文化・  
<sup>じぶん</sup> <sup>ひょうげんかつどう</sup> <sup>げいじゆつ</sup> <sup>ぶんか</sup>  
スポーツに取り組める環境を確保すること

当事者は、  
市内外で行われるスポーツ大会・作品発表会・イベント等に積極的に参加します。

市民、市民団体は、  
活動の成果を発表する機会（作品展や発表会等）に際し、ボランティア等で協力します。

行政は、  
障がいのある人が自主的かつ積極的に、芸術・文化・スポーツに取り組めるよう、障がいの種類や程度に応じて必要な配慮をした参加機会の拡大を進めます。

個別目標 2 <sup>こべつもくひょう</sup> 障がいのある人が参加できる  
<sup>しょう</sup> <sup>ひと</sup> <sup>さんか</sup>  
<sup>ちいき</sup> <sup>げいじゆつ</sup> <sup>ぶんか</sup> <sup>かつどう</sup> <sup>かつせいか</sup>  
地域の芸術・文化・スポーツ活動を活性化させること

行政は、  
障がいのある人が主体的に取り組む芸術・文化・スポーツ活動に対して、必要な支援を行います。

個別目標 3 <sup>こべつもくひょう</sup> 障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、  
<sup>しょう</sup> <sup>ひと</sup> <sup>かつどう</sup> <sup>さんか</sup> <sup>そくしん</sup>  
<sup>しどうしゃ</sup> <sup>いくせい</sup> <sup>とく</sup>  
指導者の育成に取り組むこと

行政は、  
気軽に芸術・文化・スポーツ活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の養成に取り組みます。

■ 主要施策 ■

| 施策名                     | 内容                                                                                             |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者のスポーツ活動への意識の醸成      | 埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」にあすなろ学園の利用者等が参加しています。                                                      |
| 障害者スポーツの振興              | 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、障害者スポーツのPRと普及推進に努めるとともに、障害者スポーツ指導者の育成・確保について競技団体等と連携しながら検討を進めています。 |
| 文化・レクリエーション活動の促進        | 障がいのある人の自主的な文化・レクリエーション活動への支援に努めるとともに、市民向けの諸行事への参加を促進しています。                                    |
| 中央図書館における対面朗読・録音図書の貸し出し | 中央図書館において、対面朗読を行うほか、録音図書や大活字本を充実させ、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っています。                                 |
| 人にやさしい機器・サービスの周知の推進     | 総合福祉センターで福祉用具の展示を実施し、身体的な特性や障がいにかかわらず、より多くの人々が利用しやすい製品・施設・サービスの普及・啓発に努めています。                   |

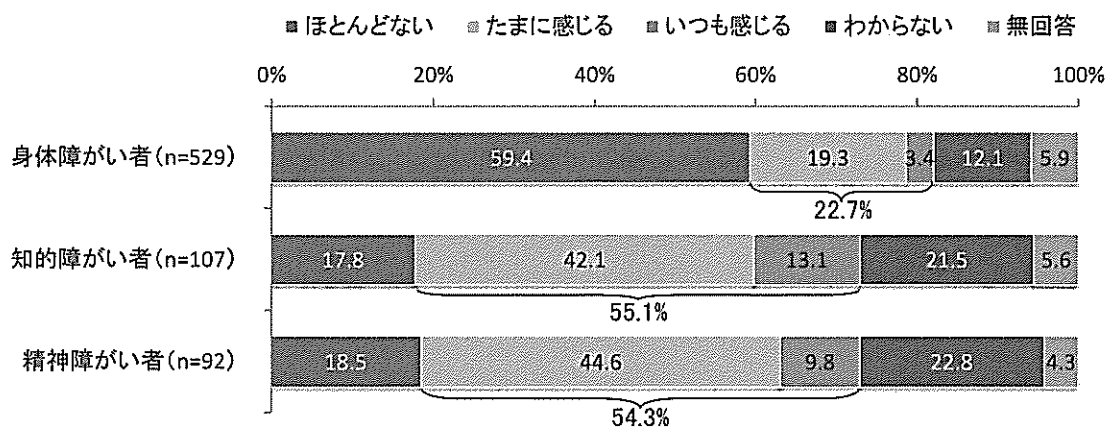
## (1) 第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況

- 障がいや障がいのある人への市民の理解を広めていくためには、市広報紙やホームページ等の様々な機会を活用して、頻繁かつ継続的に啓発・広報活動を進めていく必要がありますが、まだ十分とは言えない状況です。また、ボランティア活動に関する啓発・広報活動については、主に北本市社会福祉協議会の広報紙に頼っており、市からの積極的な情報提供等を進められていない状況です。
- 本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料（「ふれあい」「けやき」「じんけん」）を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童・生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。また、市内小・中学校の総合学習等での福祉体験の際に、地域の福祉施設などの関係団体との連携により、手話・車いす・点字・アイマスク・盲導犬体験等、福祉に関する体験活動を実施しています。
- 現在、平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の推進を総合的に進めています。地域福祉の担い手の養成については、北本市社会福祉協議会が各種講習会を開催し、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや、活動のための継続的な支援を行っています。
- 北本市社会福祉協議会が毎年 9 月の第 2 日曜日を「福祉の日」と定め、高齢者や心身に障がいを持っている人が、地域において安心して生活するためのふれあいの場づくりや、思いやりと福祉の心を広げるまちづくりに役立てることを目的として「福祉まつり」が総合福祉センターで開催されています。平成 28 年度は、福祉バザーや介助犬の実演、福祉作品展、手話で歌おうなどが行われています。
- 総合福祉センターにおいて福祉用具の展示を行うことにより、身体的な特性や障がいにかかわらず、より多くの人々が利用しやすい製品・設備・サービス（共用品・共用サービス）の普及・啓発に努めています。

## (2) 障がい当事者の意見・意向 ～ 実態・意向調査の結果 ～

- 障がいがあることで差別や人権侵害を受けていると感じることがある人の割合は、身体障がい者では 22.7%、知的障がい者では 55.1%、精神障がい者では 54.3%となっており、知的障がい者と精神障がい者では半数以上の人が障がいを理由とした差別などを感じた経験があることがわかります。

〔 差別や人権侵害を受けていると感じた経験 〕



〔 差別や人権侵害を受けていると感じる具体的な内容 〕

### < 身体障がい者 >

- ・ 病院で待ち合い室でじろじろと見られる。
- ・ 公園で、「障がいのある人は、障がいのある人だけが利用するところで遊べ」と言われた。
- ・ 知らない人に「足が悪いんですね」とストレートに言われる。
- ・ 保育所に行けないのは「本人の状態」+「本人の安全を確保出来ない」との理由だった。
- ・ 小学校の時にじめにあっていた。
- ・ 勤務先での評価・昇進の機会に影響があるかも。
- ・ 防災無線(行政)が聞こえない。

### < 知的障がい者 >

- ・ 大きな声などを出した時、回りの人がジロジロ見る。
- ・ ヘッドギアをしてバギーで出かけると珍しそうに見られる。
- ・ バスを利用した時、(降りる時)手帳を見せたら「使えない」と言われたことがある。
- ・ 病院の受け入れをことわられたこと。
- ・ 教室などの習い事ができない、受け入れの情報もない。
- ・ 健常者と同じ学校に通えない。学校に行く通学バスでシートベルトに施錠されている。
- ・ 命令口調で言われたとき。

### < 精神障がい者 >

- ・ あいさつをしてもかえしてくれない。
- ・ 変な目で見られる気がする。
- ・ 病院内で受付の人の態度が違う。
- ・ 仕事を探すのが大変。
- ・ 就職しようと思っても、障がい者であること理由に受け入れてくれない。
- ・ 家族から「障がいがあることを前面に出すな」と言われたとき。
- ・ ひま人、なまけている、根性・努力が足りない、と思われている気がする。
- ・ 手帳の色で、対応が違ったことがある。

### (3) 当事者団体、市民団体、事業者等の意見

#### 《アンケート調査の結果より[障がい者団体]》

- ・ 市の広報紙等を活用して、市民や企業などに、障がい者団体の活動を広く周知してほしい。
- ・ 計画には、障がいについての啓発活動を盛り込んでほしい。

#### 《北本市第三次障害者福祉計画策定委員会が出された意見より》

- ・ 成年後見制度の利用が進まないのは、制度のPRや制度理解を広める活動が不足しているのではないか。
- ・ 福祉まつりについては、もっと障がい当事者が参加できるような仕組みや工夫が必要ではないか。
- ・ 福祉まつりはPR不足。もっと多くの市民に参加してもらいたい。
- ・ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）については、高齢者施策としては周知されているが、障がい者施策としては有効な活用結び付いていないのではないか。
- ・ 市職員への啓発については、具体的な実務の中であがってきた課題にきちんと対応していくことが必要。研修が形骸化しないように実のあるものにしてほしい。
- ・ ボランティアについては、育成だけでなく、実際の活動にどう結び付けるか、また活動をどう定着させるかも大切。フォローアップ体制が重要。
- ・ 手話奉仕員養成講習会等のボランティア養成講座の開催方法を十分に検討してほしい。点訳者の養成講習会も必要である。
- ・ 障害者差別解消法を広めていく活動がほとんど実施されていない。
- ・ 啓発・啓蒙を進めていくには、広報の充実や講演会の開催に加えて、体験型の企画があると効果的だと思う。

#### (4) 目標実現に向けた各主体の取り組み

個別目標 1 障がいの有無にかかわらず、お互い理解しあえる、  
誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進すること

市民、市民団体は、

様々な交流機会を活用し、お互いを理解し、誰もが安心して暮らすという思いを常に意識します。

事業者、関係機関は、

社会福祉協議会や障害者関連施設、サービス提供事業者、さらには警察や消防署などの関係機関相互の連携を図り、地域全体としての福祉ネットワーク体制を強化します。

行政は、

各種イベントや広報活動等を通じて、“自助・共助・公助”の考え方を育むまちづくりを推進します。

個別目標 2 障がいと障がいのある人に対する正しい理解を  
深めていくことにより、共生社会の実現を図ること

当事者は、

不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあった場合は、身近な相談窓口に相談します。

市民、市民団体は、

障がいや障がいのある人について正しい情報を得て、よく理解したうえで行動します。

事業者、関係機関は、

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別しません。

行政は、

市広報紙やホームページを活用し、積極的に啓発・広報活動を継続的行います。

個別目標 3 お互いに見守り、かかわり、支えあう地域づくりを  
すすめること

当事者は、

必要な支援を受け、地域の見守り、かかわり、支えあいに参加します。

市民、市民団体は、

向こう三軒両隣といったご近所同士の住民の見守りや、地域で支えることについての意識を高めます。

事業者、関係機関は、

地域ケア会議や地域自立支援協議会の活動、民生委員や自治会等の身近な地域での日常的な見守り活動に協力します。

行政は、

地域福祉計画に基づき、地域福祉活動への市民参加を促進します。

個別目標 4 障がいのある人の暮らしを支えるため、  
専門的スキル（技術・知識）を持つ担い手を育成すること

事業者、関係機関は、

ボランティア養成講座を修了した者が、その後のボランティア活動に参加しやすくなるよう、活動の場の提供やフォローアップ体制を充実させます。

行政は、

福祉に携わる専門職の育成や質的向上を図るため、研修会等を継続して開催します。

■ 主要施策 ■

| 施策名                                           | 内容                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 啓発・広報活動の充実                                    | 他市町村の広報紙、ホームページを参考に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れられるよう努めています。また、障がい・障がい者への理解の促進を図るために、ホームページ、パンフレットなどにより周知を行っています。関係団体の活動の周知も併せて実施しています。       |
| きたもと福祉まつりの充実                                  | 毎年9月第2日曜日を「福祉の日」と定め、総合福祉センターにおいて、きたもと福祉まつりを実施しています。関係機関と連携を図り催事内容を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず多くの市民が参加し、ふれあう機会となるよう、参加の呼びかけを積極的に進めています。 |
| 人権教育の推進                                       | 人権啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」の発行を通して、全ての差別の解消を促進し、人権教育・啓発事業の充実に努めています。                                                           |
| 彩の国ボランティア体験プログラム<br>ボランティア体験出前講座<br>福祉の心を育む事業 | 支部社協、ボランティア、福祉団体と連携し、小中学校等における福祉教育の支援に取り組んでいます。<br>学校と福祉施設との交流や福祉体験を通じて、児童や生徒に対する福祉教育の支援を推進しています。                                   |
| ボランティア・福祉教育の推進                                | 児童・生徒の発達段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めています。そして、関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めています。                                                |
| ボランティアの普及・育成                                  | 各種ボランティア養成講座について、ニーズ把握に努め内容の充実を図るとともに、参加促進のため、社協だより（広報紙）により周知を行います。講座修了者が実際のボランティア活動へ参加しやすくなるよう、フォローアップに努めています。                     |

## 第3部 計画の推進に向けて

### 第1章 計画の推進体制

市民・関係団体・市（行政）等が手を携えながら、本計画の基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現に向けた取り組みを進めます。市（行政）は、市長のトップマネジメントのもと、庁内関係各課が十分な連携を図り、総合的に障がい者福祉施策を推進します。

#### 障がい者福祉施策における市の担当部署と主な所管事項

| 部署    |         | 主な所管事項                                                            |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 企画財政部 | 企画課     | 広報・ホームページの活用促進、人権意識の高揚                                            |
| 総務部   | 総務課     | 職員への啓発、障がい者の雇用推進、障害者差別解消法窓口（職員）                                   |
|       | 契約管財課   | 庁舎管理、障害者就労施設からの受注の促進                                              |
| 市民経済部 | くらし安全課  | 災害時の避難行動要支援者への支援、自主防災組織の充実                                        |
|       | 市民課     | 消費生活相談の充実                                                         |
|       | 産業振興課   | 事業主への啓発、障がい者雇用意識の醸成                                               |
| 福祉部   | 福祉課     | 民生委員・児童委員活動の支援                                                    |
|       | 障がい福祉課  | 障がい福祉の総括、各種障害者福祉サービスの提供、障がい者就労支援センターの運営、障害者関係施設の調整、障害者差別解消法窓口（一般） |
|       | こども課    | 障がい児への相談等支援、児童発達支援センターの運営、学童保育室への障がい児の受け入れ                        |
| 健康推進部 | 健康づくり課  | 乳幼児への支援、健康づくり意識の啓発、各種健診の実施                                        |
|       | スポーツ健康課 | 障がい者スポーツの推進                                                       |
|       | 保険年金課   | 特定健康診査・特定保健指導の実施                                                  |
| 都市整備部 | 都市計画課   | バリアフリー住宅の普及                                                       |
|       | 建築開発課   | 福祉のまちづくりの推進                                                       |
|       | 道路課     | 道路環境の整備                                                           |
| 教育部   | 学校教育課   | 特別支援教育の推進、人権教育の推進                                                 |
|       | 生涯学習課   | 文化・レクリエーション活動の推進、人権教育の推進                                          |

なお、障がいのある人に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設などについては、広域の見地から地域的バランスに配慮する必要があり、埼玉県では、県内を 10 地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。

本市は、障害保健福祉圏域では「県央」、福祉事務所では「東部中央」、保健所では「鴻巣」の管轄となっています。今後は、圏域内の市町とも連携を図りながら、より効果的・効率的な計画の推進に努めます。

#### 障害保健福祉圏域

| 障害保健福祉圏域 | 市町村                                 | 福祉事務所 | 保健所   |
|----------|-------------------------------------|-------|-------|
| さいたま     | さいたま市                               | さいたま市 | さいたま市 |
| 東部       | 越谷市                                 | 東部中央  | 越谷市   |
|          | 春日部市、松伏町                            |       | 春日部   |
|          | 草加市、八潮市、三郷市、吉川市                     |       | 草加    |
| 南部       | 川口市、蕨市、戸田市                          |       | 川口    |
| 県央       | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町                 |       | 鴻巣    |
| 利根       | 行田市、加須市、羽生市                         |       | 加須    |
|          | 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町             |       | 幸手    |
| 南西部      | 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町      | 西部    | 朝霞    |
| 川越比企     | 川越市                                 |       | 川越市   |
|          | 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 |       | 東松山   |
|          | 坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町               |       | 坂戸    |
| 西部       | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市                 |       | 狭山    |
| 北部       | 熊谷市、深谷市、寄居町                         | 北部    | 熊谷    |
|          | 本庄市、美里町、神川町、上里町                     |       | 本庄    |
| 秩父       | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町                | 秩父    | 秩父    |

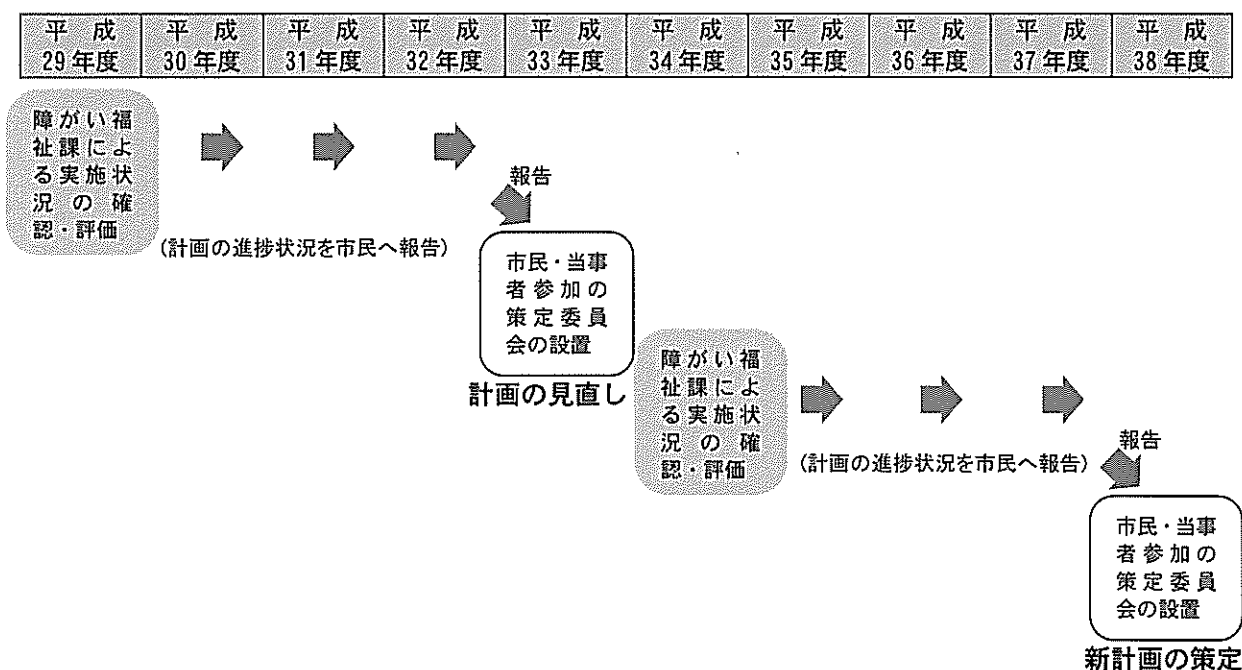
「第4期埼玉県障害者支援計画」より

だい しょう けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか  
第2章 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、毎年度、基本目標・個別目標の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて、所要の対策を実施していきます。

具体的には、「目標実現に向けた各主体の取り組み」に記載している「行政の役割」に基づいて実施する事業・施策の進捗状況の確認や、課題の洗い出し等を行い、事業・施策の改善等に努めていきます。また、市民や事業者、関係機関等の取り組みについては、ヒアリングやアンケート等を行うなど状況の把握に努め、必要に応じて情報提供等の支援を行っていきます。

なお、計画の進捗状況については、市広報紙等を活用しながら、市民への報告を行っていきます。



1 策定経過

| 年月日                 | 内 容                                                                                                                                      | 策定<br>委員会 | 策定<br>幹事会 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 平成 28 年<br>6 月 24 日 | 第 1 回策定委員会<br>(1) 計画の概要<br>(2) 策定スケジュール<br>(3) アンケート調査票について                                                                              | 第 1 回     |           |
| 10 月 14 日           | 第 2 回策定委員会<br>(1) アンケート修正結果と実施について<br>(2) 計画の基本方針等について<br>(3) 今後の委員会と幹事会の協議方針について                                                        | 第 2 回     |           |
| 11 月                | 障がい者実態調査の実施<br>対象者：身体障害者手帳所持者 1,000 人、療育手帳所持者 200 人、<br>精神障害者保健福祉手帳所持者 200 人、<br>上記 3 種類の調査対象者の家族 1,400 人、<br>障がい者団体 5 団体、サービス事業者 17 事業者 |           |           |
| 11 月 2 日            | 第 1 回策定幹事会<br>(1) 第二次北本市障害者福祉計画の評価について<br>・計画の方針・理念<br>・実施状況の評価と課題<br>・第三次計画の方向性                                                         |           | 第 1 回     |
| 11 月 25 日           | 第 3 回策定委員会<br>(1) 第二次計画評価の妥当性の検討<br>(2) 第三次計画における目標設定                                                                                    | 第 3 回     |           |
| 平成 29 年<br>1 月 11 日 | 第 2 回策定幹事会<br>(1) 第二次北本市障害者福祉計画について<br>・骨子構成（案）について<br>・計画書への記載内容について                                                                    |           | 第 2 回     |
| 1 月 20 日            | 第 4 回策定委員会<br>(1) 第三次障害者福祉計画について<br>・アンケート調査結果概要（速報）について<br>・各基本目標の個別目標について<br>・目標実現に向けた各主体的取り組みについて<br>・計画推進体制等について                     | 第 4 回     |           |
| 1 月 30 日            | 第 5 回策定委員会<br>(1) 第三次障害者福祉計画について<br>・計画案の再検討<br>・パブリックコメントについて                                                                           | 第 5 回     |           |
| 3 月 16 日            | 第 6 回策定委員会                                                                                                                               | 第 6 回     |           |

策定委員会＝第三次北本市障害者福祉計画策定委員会

策定幹事会＝第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会

## 2 第三次北本市障害者福祉計画策定委員会設置規定

### 第三次北本市障害者福祉計画策定委員会設置規程

#### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、第三次北本市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に関する連絡調整、調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員13名を持って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 地域及び福祉団体の代表者
- (3) 医療関係機関の代表者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第三次北本市障害者福祉計画策定委員会委員選出母体

| 区 分                       | 選 出 母 体            |
|---------------------------|--------------------|
| 知識経験者<br>【1号委員】 1名        | 知識経験者 1名           |
| 地域及び関係団体の代表者<br>【2号委員】 8名 | 北本市民生委員・児童委員協議会 1名 |
|                           | 北本市市自治会連合会 1名      |
|                           | 北本市社会福祉協議会 1名      |
|                           | 北本市障がい者団体連絡協議会 5名  |
| 医療機関の代表者<br>【3号委員】 1名     | 桶川北本伊奈地区医師会 1名     |
| 北本市民の代表<br>【4号委員】 2名      | 公募委員 2名            |
| 市職員<br>【5号委員】 1名          | 北本市福祉部長            |

だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかくさくていいんかいいんめいぼ  
**第三次北本市障害者福祉計画策定委員会委員名簿**

| 区 分                       | 選 出 母 体                                                                          |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 知識経験者<br>【1号委員】 1名        | 聖学院大学 准教授 木下 大生                                                                  |
| 地域及び関係団体の代表者<br>【2号委員】 8名 | 北本市民生委員・児童委員協議会<br>副会長 岡野 貞子                                                     |
|                           | 北本市市自治会連合会<br>理事 横田 清                                                            |
|                           | 北本市社会福祉協議会<br>事務局長 岩崎 雄一                                                         |
|                           | 北本市障がい者団体連絡協議会<br>副会長 長島 幸枝<br>役 員 関根 秀行<br>役 員 甲斐田 よし子<br>会 員 加藤 潤一<br>会 員 長岩 透 |
| 医療機関の代表者<br>【3号委員】 1名     | 桶川北本伊奈地区医師会<br>医 師 平尾 良雄                                                         |
| 北本市民の代表<br>【4号委員】 2名      | 公募委員<br>長谷川 由美子                                                                  |
| 市職員<br>【5号委員】 1名          | 北本市福祉部長<br>関根 孝明                                                                 |

だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかくさくていかんじかいせっちきてい

### 3 第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会設置規定

#### 第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会設置規定

##### (設置)

第1条 障害者福祉法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく第三次北本市障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2) 計画の原案の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

##### (組織)

第3条 幹事会は、幹事14人をもって組織する。

2 幹事会は、別表に定める職にあるものを持って充て、市長が任命する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長は福祉部長にあるものを持って充て、副幹事長は幹事長が指名する。

##### (任期)

第4条 幹事会の幹事の任期は、任命の日から計画が終了するまでの日とする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

##### (会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

##### (庶務)

第6条 幹事会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

##### (委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

#### 附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかくさくていかんじかいかんじめいぼ  
**第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会幹事名簿**

第三次北本市障害者福祉計画策定幹事会名簿

| 役 職  | 氏 名    | 所 属                   | 職 名 |
|------|--------|-----------------------|-----|
| 幹事長  | 関根 孝明  | 福祉部                   | 部長  |
| 副幹事長 | 中村 稔   | 福祉部福祉課                | 課長  |
| 幹 事  | 宮部 亜由美 | 企画財政部企画課人権推進・男女共同参画担当 | 主任  |
| "    | 落合 元   | 企画財政部財政課事務管理担当        | 主査  |
| "    | 加藤 仁一  | 総務部総務課職員担当            | 主幹  |
| "    | 根岸 学   | 市民経済部くらし安全課市民協働担当     | 主幹  |
| "    | 長久保 徹子 | 市民経済部産業振興課商工労政・観光担当   | 主事  |
| "    | 山本 理花  | 福祉部こども課子育て支援担当        | 主査  |
| "    | 鈴木 友恵  | 健康推進部健康づくり課保健予防・業務担当  | 主査  |
| "    | 丸橋 香織  | 健康推進部スポーツ健康課スポーツ健康係   | 主任  |
| "    | 松本 久美子 | 健康推進部高齢介護課高齢者福祉担当     | 主任  |
| "    | 小野 仙太郎 | 都市整備部都市計画課都市計画係       | 係長  |
| "    | 内田 浩子  | 教育部学校教育課指導担当          | 主幹  |
| "    | 岡安 栄一  | 教育部生涯学習課社会教育担当        | 主幹  |